

盛岡市障がい者福祉計画の中間年度見直しの報告について

令和2年3月26日
保健福祉部

1 計画の中間年度見直しの概要

「盛岡市障がい者福祉計画」について、平成27年度から令和6年度までの計画期間で実施、中間年度で策定時に定めた指標の評価等を行い、中間年度見直し後の施策について必要な修正等を行ったものである。

2 計画の法的位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づき、障がいのある人のための施策を総合的かつ計画的に推進するために市町村が策定する計画であり、同条第8項及び第9項の規定により策定時及び変更時には当該市町村の議会に報告することとなっているものである。

3 計画の基本理念と目標（いずれも継続・資料1参照）

基本理念

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

- 目標① お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現
② 障がいのある人が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現
③ 障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して暮らせる生活の実現

4 障がい者福祉における課題について

基本理念・目標を実現するため施策及び指標の評価（資料2参照）、関係団体からの意見聴取等により整理した課題のうち、次の4点を大きな課題として認識したところである。

(1) 精神障がい者を地域において包括的に支援するシステムの必要性

障がいのある高齢者や医療需要の高い障がい者が増加する中、精神に障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためには、関係機関の連携により、住まい・医療・介護・生活支援が包括的に提供されることが求められている。

(2) 医療的ケアを必要とする障がい児・子どもへの対応について

医療的ケアを要する状態にある障がい児や子どもが、適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、関係機関による連携・協力体制の構築が求められている。

(3) 就労機会の拡大

障がいのある人の就労については、その機会、収入とも厳しい状況にある場合があり、新たな就労先の確保を図るために、関係機関や団体との連携の推進が求められている。

(4) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化や障がいのある人の「親亡き後」の支援について、住み慣れた地域で安心して暮せる地域生活支援拠点の整備が求められている。

5 新規取組施策について

4の課題に対応するべく、4つの取組みを新規に盛り込んだものである。詳細は、資料1の「新規取組」のとおり。

6 盛岡市障がい者福祉計画の中間年度見直し策定に係る経緯及び今後の予定

平成29年10月	「障がい者や障がい福祉に関する市民意識調査」実施 対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持たない市民（無作為抽出） 人 数：1,020人 回答数： 486人（回答率47.6%） 「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」実施 対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持つ市民（手帳所持者から抽出）及び特定疾患対象者（当事者団体提供） 人 数：2,645人 回答数：1,423人（回答率53.8%）
令和元年 5月 16日	第1回盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会付議
令和元年 7月 8日	第1回盛岡市自立支援協議会付議
令和元年 7月 3日	第1回障がい者団体との懇談会 盛岡市身体障害者協議会、盛岡市手をつなぐ育成会、岩手県重症心身障害児（者）を守る会、盛岡市精神保健福祉連絡会、岩手県難病・疾病団体連絡協議会、岩手県自閉症協会
令和元年 7月 4日	第2回障がい者団体との懇談会 岩手県聴覚障害者協会盛岡支部、岩手手話通訳問題研究会
令和元年 7月 14日	第3回障がい者団体との懇談会 盛岡市視覚障害者福祉協会、岩手県視覚障害者友好協議会
令和元年11月 29日	第2回盛岡市自立支援協議会付議
令和元年12月 27日～ 令和2年 1月 15日	全庁意見照会
令和2年 1月 27日	政策形成推進会議付議
令和2年 2月 3日	教育福祉常任委員会正副委員長相談
令和2年 2月 10日	教育福祉常任委員会付議
令和2年 2月 13日～ 令和2年 3月 5日	パブリックコメント実施
令和2年 2月 27日	第2回盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会付議
令和2年 3月 23日	市長決裁（令和2年4月実施）
令和2年 3月 26日	市議会全員協議会報告【障害者基本法第11条による報告義務】

盛岡市障がい者福祉計画の基本理念・目標及び新たな取組一覧

基本理念 障がいのある人もない人も、
相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

目標① お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

目標実現のための基本施策と施策 繼続取組 112 ・ 新規 4 ・ 廃止 1 合計116

- I 障がい者理解の促進 … 繼続取組 (13)
 - II 相談支援体制の充実 … 繼続取組 (5)
 - III 保健・医療の充実 … 繼続取組 (12) ・ 新規 (1)
- 2 精神保健施策の推進

新規取組
(課題(1)対応)

26 精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制の構築

【取組内容の概要】

精神障がい者が、地域の一員として安心して暮らせるよう、盛岡広域圏において関係機関による協議の場を設置するなどして、精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制の構築を図る。

IV 教育・療育の充実 … 繼続取組 (15) ・ 新規 (1)

- 1 療育の充実

新規取組
(課題(2)対応)

35 医療的ケア児に関する協議の場の設置

【取組内容の概要】

医療的ケア児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の関係機関の連絡調整し、情報交換を図るために、盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会を設置する。

目標② 障がいのある人が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

V 社会参加・交流の促進 … 継続取組（15）・廃止（1）

VI 就労・経済的自立への支援の充実 … 継続取組（9）・新規（1）

1 就労への支援

新規取組

(課題(3)対応)

69 農福連携の推進

【取組内容の概要】

就労支援事業所と農業生産法人等とのマッチングにより、障がい者の適切な就労の場の確保を図る。

VII 障がい福祉サービスの充実 … 継続取組（20）・新規（1）

1 障がい福祉サービスの充実

新規取組

(課題(4)対応)

78 地域生活支援拠点の整備

【取組内容の概要】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援機能と地域支援機能の一体的な拠点整備や、地域の事業所の連携による地域全体で支える仕組みをつくる。

目標③ 障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して暮らせる生活の実現

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進 … 継続取組（7）

IX 暮らしの安全・安心の確保 … 継続取組（6）

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進 … 継続取組（10）

盛岡市障がい者福祉計画の基本理念・目標達成のための指標とその評価

指標の令和6年における目標値について、本計画の作成に当たり平成25年に実施したアンケート調査と平成29年10月に実施したアンケート調査の実績を比較して、評価した。

1 指標の評価の基準

各指標については以下の基準により評価を行った。

◎	目標達成済み	H29時点でR6の目標値を達成済みである。
○	目標達成に向け順調に推移	H25の数値を0、R6の目標値を1と置いた場合、H29時点の数値(H25からの増分)が0.5を上回る。
△	目標達成には一層の取組を要す	上記と同条件でH29時点の数値が+を生じる。
×	目標達成には多角的で一層の取組を要す	上記と同条件でH29時点の数値が+を生じない。

2 評価内容

I 障がい者理解の促進

【指標】障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査において、障がい福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と答えた人の割合

実績(H25)	実績(H29)	評価	目標(R6)
63.5%	62.9%	×	80.0%

II 相談支援体制の充実

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、主に相談する相手として「相談支援事業者」と回答した人の割合

実績(H25)	実績(H29)	評価	目標(R6)
4.3%	6.5%	△	30.0%

【指標】市内の指定特定相談支援事業所等の数

	実績(H25)	実績(H29)	評価	目標(R6)
指定特定相談支援事業所数	16事業所	26事業所	○	30事業所
指定障害児相談支援事業所数	11事業所	23事業所	◎	20事業所
相談支援専門員の数	22人	56人	◎	50人
基幹相談支援センターの数	0事業所	1事業所	△	3事業所

※ 「指定障害児相談支援事業所数」及び「相談支援専門員の数」については、既に目標に達しているが、令和2年度の「盛岡市障がい福祉実施計画(第6期)」の策定において、更に、障がい福祉サービスの見込み量を詳しく分析する予定であることから、目標値を修正しないこととする。

III 保健・医療の充実

【指標】悩みや問題を抱えたとき相談できるところを知っている人の割合

実績(H25)	実績(H29)	評価	目標(R6)
72.2%	78.4%	○	80.0% ※

※ 第2次もりおか健康21プランの目標

IV 教育・療育の充実

【指標】障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数

実績(H25)	実績(H29)	評価	目標(R6)
25回/年	25回/年	×	50回/年

V 社会参加・交流の促進

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評 価	目標 (R6)
22.6%	23.9%	△	30.0%

VI 就労・経済的自立への支援の充実

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評 価	目標 (R6)
26.3%	23.9%	×	40.0%

【指標】障がい者雇用率（法定雇用率2.0%（平成30年度～2.2%））

実績 (H25)	実績 (H29)	評 価	目標 (R6)
1.74%	2.12%	◎	2.0% ⇒2.2%※

※ 就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成30年度から民間企業における法定雇用率が2.2%へと引き上げられたことにより、市では令和6年度における目標値を、2.2%と引き上げた。

VII 障がい福祉サービスの充実

当該施策は、盛岡市障がい福祉実施計画において見込量を設定し管理を行っているため、指標を設けていないものである。

VIII ひとにやさしいまちづくりの推進

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評 価	目標 (R6)
27.2%	29.6%	△	40.0%

IX むらしの安全・安心の確保

【指標】障がい者福祉避難所の数

実績 (H25)	実績 (H29)	評 価	目標 (R6)
7箇所	8箇所	△	15箇所

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことが「まったくない」と答えた人の割合

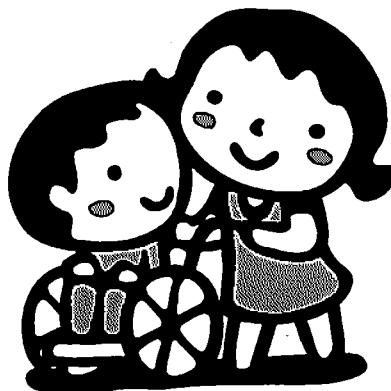
実績 (H25)	実績 (H29)	評 価	目標 (R6)
50.2%	22.9%	×	60%

【指標】市民後見人の登録人数

実績 (H25)	実績 (H29)	評 価	目標 (R6)
0人	0人	×	50人

盛岡市障がい者福祉計画

平成 27 年度～令和 6 年度



令和 2 年 3 月
盛 岡 市

障がい者福祉は、措置制度から自己決定を基本とした、支援費制度が平成15年より実施され、平成18年4月からは、身体・知的・精神の福祉サービスを一元化した、障害者自立支援法が施行され、さらに、平成25年には障害者総合支援法が施行されるなど、大きな転換が行われました。

当市では、盛岡市総合計画に掲げる基本構想「人がいきいきと暮らすまちづくり」の実現に向け、障がいのある人が地域の一員として、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を目指し、施策を推進するための指針として、平成27年3月に、「盛岡市障がい者福祉計画」を策定して様々な施策を実施してきました。

その後、障害者差別解消法が施行（平成28年4月）され、また、障害者総合支援法の一部改正（平成30年4月）が行われるなど障がい者福祉制度が変わっていく中、当市における障がい者の置かれている状況を踏まえまして、中間見直しの計画を策定したものです。

今後におきましても、本計画の推進にあたり皆様と力を合わせ取り組んでいきたいと考えますので、引き続きご理解とご協力をお願い申しあげます。

結びに、貴重な御意見や御提言をいただきました盛岡市社会福祉審議会・障がい者福祉専門分科会委員、盛岡市自立支援協議会委員をはじめ、意向調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、御指導をいただきました関係機関、団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

盛岡市長 谷藤 裕明

目 次

はじめに

I 盛岡市障がい者福祉計画策定の背景	1
1 障がい福祉を取り巻く動向	1
2 盛岡市の取組	3
II 盛岡市障がい者福祉計画策定の位置付け	4
III 計画期間	5
IV 盛岡市障がい者福祉計画の中間年度見直し	5

第1章 総論

I 計画の基本理念	7
II 計画の目標	7
III 施策の体系	8

第2章 各論

I 障がい者理解の促進	9
1 啓発広報	10
2 福祉教育の推進	10
3 ボランティア活動への支援	11
II 相談支援体制の充実	12
1 相談支援体制の整備	13
III 保健・医療の充実	14
1 障がいにつながる疾病の予防と早期発見・早期療育	15
2 精神保健施策の推進	15
3 難病対策の推進	16
4 在宅医療の充実	16

IV 教育・療育の充実	17
1 療育の充実	18
2 教育の充実	19
3 生涯教育環境の充実	19
 V 社会参加・交流の促進	21
1 社会参加のための支援	22
2 スポーツ・文化活動の推進	23
3 地域活動の推進	23
 VI 就労・経済的自立への支援の充実	24
1 就労への支援	25
2 経済的支援の充実	25
 VII 障がい福祉サービスの充実	26
1 障がい福祉サービスの充実	27
2 障がい児施策の充実	28
3 苦情解決への対応	29
 VIII ひとにやさしいまちづくりの促進	30
1 施設等のバリアフリーの推進	31
2 情報バリアフリーの推進	31
 IX 暮らしの安全・安心の確保	33
1 災害時の支援体制の充実	33
2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実	34
 X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進	35
1 差別解消の推進	36
2 障がい者の権利擁護	36

第3章 計画の推進

1 期待される役割	38
2 計画の評価	39

資料編

1 本市の障がい者の状況	40
2 アンケートの結果	44
3 指標とその評価	55
4 各取組内容の取組方法	61
5 各論新旧対照表	77
6 用語解説	107

本文、資料編において * マークを付されている言葉については、巻末の「用語解説」にて、その意味等を説明しています。

はじめに

I 盛岡市障がい者※福祉計画策定の背景

1 障がい者福祉を取り巻く動向

平成18年（2006年）国連総会において、障がいのある人の個々の人権と基本的自由を確保し、促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」（以下「条約」という）が採択され、平成20年（2008年）から発効したことから、国では条約批准に向け関係法の整備に取り組み、平成26年（2014年）1月に国連において日本の条約批准が承認されました。

この間、平成18年（2006年）4月には、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう支援することを目的とする「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）が施行されました。障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）ごとに別々の法律に基づいて実施してきた障がい者の福祉サービスが一元化されるとともに、支給決定に関する仕組みの透明化、明確化が図られ、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みが創設され、障がい者福祉サービスは大きく拡充されました。

平成23年（2011年）には、「障害者基本法※」（昭和45年法律第84号）が改正され、障害者の自立と社会参加に加えて全ての国民が障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした改正が行われました。

岩手県では、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年次とした、共に生きるいわてを目指す「岩手県障害者プラン※」を策定しました。平成23年7月には障がい者差別禁止条例である、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例※」（平成22年岩手県条例第59号）が施行されました。

国では、平成24年（2012年）10月には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平

成17年法律第124号）に続き、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定め、障害者虐待の防止等に関する施策を促進する障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号以下「障害者虐待防止法」という）が施行されました。

平成25年4月には、「障害者基本法※」の改正を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法※」という）が施行され、難病※患者等が障がい者の範囲に加わり、福祉サービス受給の対象となったほか、重度訪問介護※の対象範囲の拡大やケアホーム※のグループホーム※への一元化などが実施されました。また、障害者就労施設※等が供給する物品等の調達を推進し、障害者就労施設※や在宅で就労する障害者等の自立を促進することを目的とした国等による障害者就労施設※等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号以下「障害者優先調達推進法※」という）が施行され、国や県、市町村が率先して障害者就労施設※等からの物品等の調達を推進するよう定められました。

また、平成25年（2013年）6月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号以下「障害者差別解消法※」という）が公布され、平成28年（2016年）4月から施行され、国や県、市町村等に障害者差別対策に取り組むことを求めていました。

国においては、平成30年（2018年）3月に、共生社会※の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを目的とする「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。

岩手県においても、平成30年（2018年）3月に、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会を基本目標とする「岩手県障害者プラン※」の策定が行われました。

2 盛岡市の取組

市では、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とする「盛岡市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実に努めてきました。この間、市は平成18年（2006年）1月に玉山村と合併し、平成20年（2008年）4月には中核市へ移行しました。

中核市への移行に伴い、平成24年度（2012年度）から市内に事業所を置く障がい者施設の指定・監査業務が県から移管され、事業所の設置に係る相談や、事業内容の監査を行うこととなりました。このことにより、担当者の障がい福祉施策への理解が深まり、障がい福祉サービスや障がいのある人からの就労相談等についても、より障がいのある人に寄り添った助言が行えるようになりました。また、平成31年度（2019年度）からは、障がい児の通所施設の指定・監査業務も県から移管されています。

事業所が年々増加している中、障がい特性に配慮したきめ細かい支援を行うなど、事業所全体の質の向上が求められています。また、児童に特化した相談窓口を設置するなど障がい児支援の充実を図ったり、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに緊急時の迅速・確実な相談支援により、障がい者が地域で安心して暮らせるよう支援拠点を整備する必要があります。

このような課題の解決を図るため、平成25年（2013年度）に盛岡市自立支援協議会、更に平成29年（2017年度）には盛岡市基幹相談支援センター※を設置し、障がい者及びその家族のほか、関係機関、団体等と連携し、情報共有を行いながら課題の協議を進めており、今後におきましても障がい者施策の一層の充実を図ります。

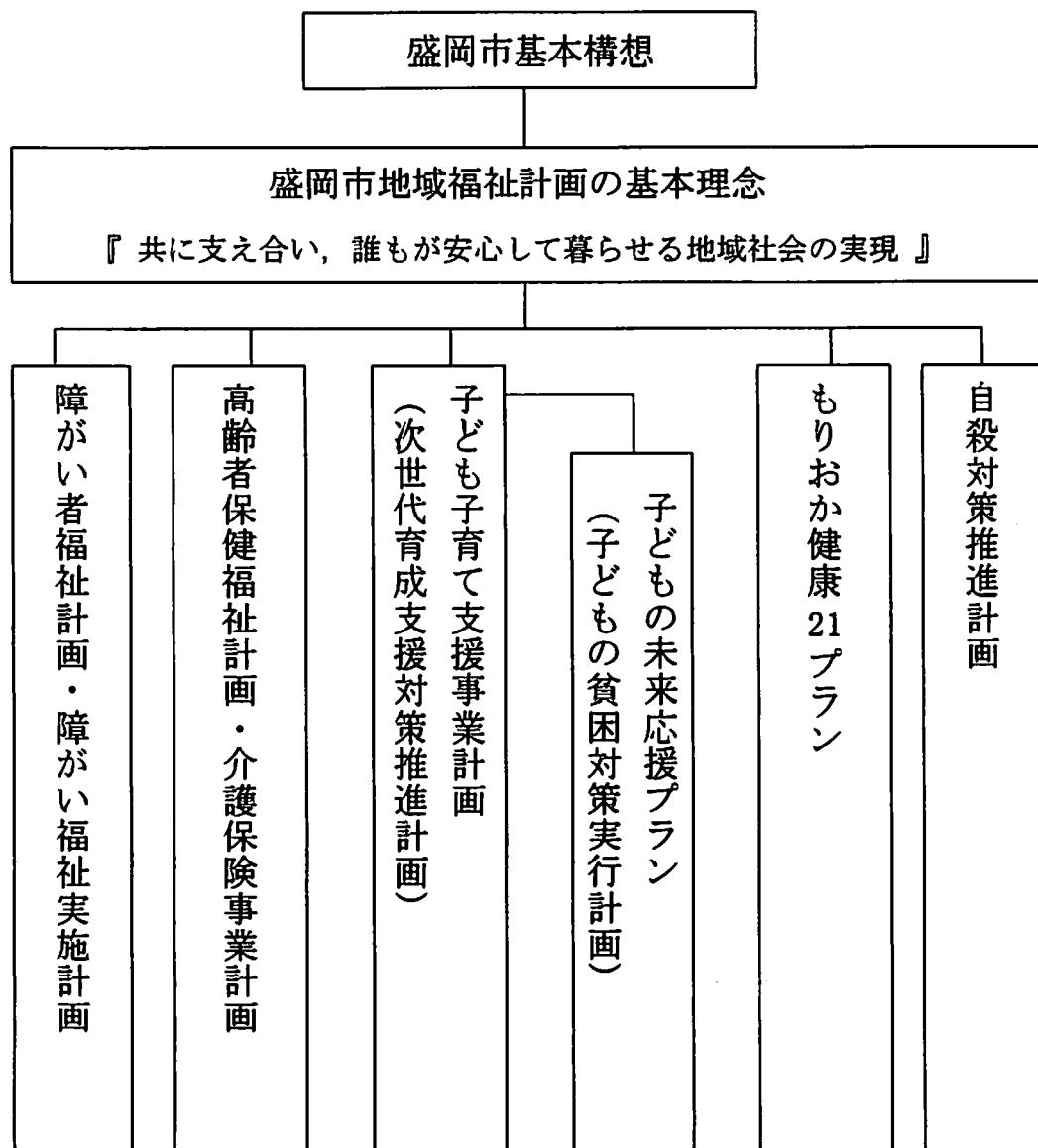
II 盛岡市障がい者福祉計画策定の位置付け

本計画は、「盛岡市基本構想」の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」に基づき、「盛岡市地域福祉計画」の理念の下に、関連する福祉諸計画との整合を図りながら策定するものであります。

また、本計画は、障害者基本法※第11条第3項に基づく計画であり、障がいのある人の施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画です。

一方、障害者総合支援法※に基づく「盛岡市障がい福祉実施計画」は、障害福祉サービスなどの事業について、障がいのある人のニーズ等に基づいたサービスの見込量の確保のため、具体的な数値目標を示した実施計画となります。

これら2つの計画は、整合性をもって策定されます。



III 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの10年間とし、中間年度の令和元年度（2019年度）に見直しを行います。

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 (平成31) 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
障害者 基本法*	⇒ 盛岡市障がい者福祉計画 ⇒									
障害者総 合支援法*	⇒第4期実施計画⇒			⇒第5期実施計画⇒			⇒第6期実施計画⇒			第7期

IV 盛岡市障がい者福祉計画の中間年度見直し

平成27年度から令和6年度までの計画期間で実施している計画について、中間年度である令和元年度に、策定時に定めた指標の評価等を行い、制度改正や関係団体の意見を取り入れて必要な修正等を行うものである。

1 アンケート調査の実施

平成29年10月に、「障がい者や障がい福祉に関する市民意識調査」及び「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」を実施した。（資料：アンケート結果 44～54ページ）

2 15の管理指標の評価

管理指標の令和6年における目標値について、本計画の作成に当たり平成25年に実施したアンケート調査と平成29年10月に実施したアンケート調査の実績を比較して、評価した。（資料：指標とその評価 55～60ページ）

3 盛岡市社会福祉審議会*障がい者福祉専門分科会等からの意見聴取

次のとおり開催して協議・意見聴取し、第2章各論（9～37ページ）、資料：各取組内容の取組方法（61～76ページ）に反映するとともに、15の管理指標を評価する際に参考とした。

(1) 第1回盛岡市社会福祉審議会^{*}障がい者福祉専門分科会（令和元年5月）

(2) 第1・2回盛岡市自立支援協議会（令和元年7月・11月）

(3) 10の障がい者関係団体との懇談会（令和元年7月）

(4) 第2回盛岡市社会福祉審議会^{*}障がい者福祉専門分科会（令和2年2月）

4 障がい者福祉における今後の課題解決のための新規取組

基本理念・目標を実現するため施策及び管理指標の評価を行い整理した課題のうち、次の4点を大きな課題として認識したことから、新規に取り組んでいくこととする。

(1) 精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制^{*}の必要性

精神に障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためには、関係機関の連携により、住まい・医療・介護・生活支援が包括的に提供されることが求められていることから、盛岡広域圏において関係機関による協議の場を設置するなどして、精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制^{*}の構築を図る。

(2) 医療的ケアを必要とする障がい児・子どもへの対応

医療的ケアを要する状態にある障がい児や子どもが、適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、令和2年度に盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会を設置して関係機関による連携・協力体制を形成する。

(3) 就労機会の拡大

障がいのある人の就労については、その機会、収入とも厳しい状況にある場合があり、就労支援業者と農業生産法人等とのマッチングを行うなど、障がい者の適切な就労の場の確保を図る。

(4) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の「親亡き後」や、緊急時の迅速な相談支援を実施するなど、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援機能と地域支援機能の一体的な拠点整備や、地域の事業所の連携による地域全体で支える仕組みづくりについて、令和3年度を目指して取り組む。

第1章 総 論

I 計画の基本理念

障がい者施策は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共に生きる地域社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この計画は、全ての市民を対象として、盛岡市や盛岡市民が取り組むべき障がい者施策の方向を定めるものとします。

障がいのある人もない人も
相互に人格と個性を尊重しあう
共生社会※の実現

II 計画の目標

基本理念を実現するため、次の目標を掲げるものとします。

- (1) お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現
- (2) 障がいのある人が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現
- (3) 障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して暮らせる生活の実現

III 施策の体系

(基本理念)

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

(目標)

お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

I 障がい者理解の促進

II 相談支援体制の充実

III 保健・医療の充実

IV 教育・療育の充実

(目標)

障がいのある人が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

V 社会参加・交流の促進

VI 就労・経済的自立への支援の充実

VII 障がい福祉サービスの充実

(目標)

障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して暮らせる生活の実現

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進

IX 暮らしの安全・安心の確保

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

第2章 各論

I 障がい者*理解の促進

現状と課題

障がいのある人が地域社会の中で生活していくためには、地域に暮らす住民の一人一人が障がいについて十分に理解をし、障がいのある人への配慮を行うことが必要です。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査の結果では、障がいがあることで差別を受けたことや、いやな思いをしたことがあるという回答中、「よくある」と「時々ある」はそれぞれ2.2ポイント、10.4ポイント減少するなど改善されているほか、平成25年度調査時の「全くない」に相当する「ほとんどない」「全くない」の合計も11.1ポイント増加しています。それでも「よくある」「時々ある」と答える人が26.7%と全体の4分の1を超えることから、いまだに障がいのある人に対する偏見や誤解は無くなつてはいないと言えます（資料：アンケート結果（以下略）表1）。

また、障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査（以下「障がい者市民意識調査」という）では、日常生活において障がいのある人と接する機会が「ほとんどない」という回答が44.4%と前回調査時よりも増加しており、障がい者と接する機会は少ない状況にあります（表2）。

障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解を深めるためには、一層の理解・啓発活動や、相互交流の機会の増加に取り組む必要があります。

障がい者市民意識調査では、障がいに対する理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要であるとする人が最も多く、続いて「障がい者が地域で生活できるように環境整備を図ること」、「日常生活で障がい者と接する機会が多くなること」などが挙げられました（表3）。また、障がい者団体等との懇談においても、やはり、児童・生徒と実際に交流しながらの福祉教育の充実を求める意見が多く聞かれました。

障がいや障がいのある人の理解が進むと、理解者として障がいのある人との関係の中でボランティア活動からの関わりへの展開がみられます。障がい者市民意識調査では、障がい者福祉への関心について「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」と回答した人を合わせると62.9%と高い割合で関心がもたれています（表4）。

課題

- ・障がい理解の効果的啓発方法の工夫
- ・小・中学校等における福祉教育の充実
- ・ボランティア育成と組織強化

施策の方向**1 啓発広報**

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、生きる地域社会を目指すには、障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深めることが必要であり、広報等の情報媒体の活用や、障がい擬似体験等を通じて障がいのある人の立場を少しでも理解できるよう障がい者差別解消に向けた啓発活動に努めます。

施策	No	取組内容	
啓発広報	1	広報等の媒体を利用した啓発	継続
	2	パンフレットの作成、配布	継続
	3	障がい疑似体験の実施	拡充
	4	出前講座の実施	継続
	5	障がいをテーマとした講話会等の開催	継続
	6	芸術文化活動の発表の場の確保	拡充

2 福祉教育の推進

全ての世代において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための教育や、障がいのある人との交流を図るとともに、地域社会や就労先においても、障がいのある人が活動しやすい環境に配慮できるよう福祉に関する学習の機会を作ります。

施策	No	取組内容	
福祉教育の推進	7	集団保育による交流促進	継続
	8	児童・生徒の障がい者理解の促進	継続
	9	高齢者の障がい者理解と障がい福祉理解の促進	継続
	10	生涯教育による理解の促進	継続

3 ボランティア活動への支援

障がいのある人が地域活動へ参加するため、点訳※・朗読・手話・要約筆記※等の活動に関する市民の理解と関心を深めるとともに、これらのボランティアの育成を図ります。

施策	No	取組内容	
ボランティア活動への支援	11	小・中学生や市民のボランティアの意識啓発	継続
	12	ボランティア団体との情報交換の実施	継続
	13	手話講座開設等の意思疎通支援の充実	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	実績 (H29)	目標 (R6)
障がい者市民意識調査において、障がい福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と答えた人の割合	63.5%	62.9%	80%

II 相談支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、その抱えている不安をいかに解消しうるかが大切になります。障がいのある人とその家族が抱いている不安は、障がい者の暮らしについてのアンケート結果によると「健康」や「経済的なこと」についてとの回答が多く寄せられていますが、主な相談相手は家族や友人といった割合が高く、不安解消につながる適切な情報提供や助言、医療・教育・福祉等関係機関との調整を図る専門性の高い相談支援専門員※の利用の割合が低くなっています（表5・表6）。

盛岡市の障がいのある人の一般相談支援業務については、4団体に委託しており、障害者総合支援法※では、全ての障がい福祉サービスの利用者について、平成27年（2015年）4月からサービス等利用計画の作成が義務付けられています。

このサービス等利用計画を作成する相談支援専門員※へのニーズが急増している一方で、従事者不足や家族の意向等もあって、実際の利用計画は未だセルフプラン（主に家族作成）の割合が高い状況にあります。

このような状況から、一般相談を含めた相談支援体制の整備や市内の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センター※の機能強化が求められています。

また相談支援事業所※については、障がい者団体等から、役割の範囲が分かりにくいとの声があることから、相談支援事業所※が担うべき支援のあり方について検討していく必要があります。併せて、相談支援事業所※相互や他の関係機関との連携、相談支援専門員※の育成や、個々の専門員のスキル向上に資する取組を進めていく必要があります。

課題

- ・相談支援専門機関の活用不足
- ・相談支援専門員※の不足
- ・基幹相談支援センター※の機能強化
- ・相談支援専門員※の育成や資質向上のための支援策実施

施策の方向

1 相談支援体制の整備

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう、障がいのある人の抱える問題等について、いつでも気軽に相談できるような相談支援体制の整備を図ります。

市は、平成29年度に基幹相談支援センター※（1箇所）を設置しましたが、より多くの相談を支援につなげていくため、増設を念頭に、機能強化に向け検討を進めてまいります。また相談支援事業所※がより身近な相談相手となり、有効な支援策に結び付けていくよう、一般相談支援事業所※も含め事業者相互のネットワーク形成の推進、相談支援専門員※の育成と資質向上につながる取組を行います。

施策	No	取組内容	
相談支援体制の整備	14	相談窓口の充実	継続
	15	相談支援事業所※の利用促進	継続
	16	基幹相談支援センター※の機能強化	拡充
	17	相談支援専門員※・事業者相互のネットワーク形成支援	拡充
	18	相談支援専門員※の育成や資質向上のための支援	拡充

施策の成果・管理指標

項目	実績（H25）	実績（H29）	目標（R6）
市内の指定特定相談支援事業所※数	16事業所	26事業所	30事業所
市内の指定障害児相談支援事業所※数	11事業所	23事業所	20事業所
市内の相談支援専門員※の数	22人	56人	50人
障がいのある人の相談機関のうち相談支援事業者と回答する人の割合（表6）※	4.3%	6.5%	30%
基幹相談支援センター※の設置数	0	1	3

III 保健・医療の充実

現状と課題

医療の高度化に伴い、さまざまな種類の疾病や障がいの程度がより的確に診断できるようになった一方で、障がいのある人や家族にとって必要な疾病や障がいに対する正しい知識を選択することができず、必要な支援を受けられないでいるケースがあります。

乳幼児等の場合は、障がいの早期発見と早期療育^{*}が求められており、乳幼児健康診査体制の充実や乳幼児と保護者への適切な支援、療育^{*}に携わる専門スタッフとの連携を強化した療育^{*}体制の充実が課題となっています。

成人の場合は、市民一人一人が、「自分の健康は自分で守る」という認識を持って健康づくりに取り組むことが大切であり、障がいの原因となる脳血管疾患などの生活習慣病^{*}の発症を予防し、健康状態の維持や重症化予防に努めるよう取り組んでいく必要があります。また、在宅の障がいのある人に対しても、分かりやすい保健・医療・福祉情報の提供が求められます。

次に、平成20年4月の中核市への移行に伴い、県から精神保健業務及び難病^{*}対策業務の一部が移管されました。精神保健業務では、精神障がい者が地域で自立して生活するための支援体制が求められています。併せて精神障がい者に対する正しい理解の促進と、市民の心の健康づくりに関する知識の普及、啓発も課題となっています。

難病^{*}対策業務では、難病^{*}患者に関する特定医療費(指定難病^{*})受給者証交付者数が、平成28年度までは年々増加する傾向にありましたが、令和元年には指定難病^{*}が333疾患に増えた一方、新しい認定基準に基づき軽症判定で認定外となる方もおり、認定患者数は横ばいとなっています。いずれ、疾病要支援難病^{*}患者や医療依存度の高い在宅難病^{*}患者は今後とも見込まれ、療養上の不安の軽減を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な相談・支援の充実が課題となっています。

また、障がいのある高齢者の増加や医療を受ける必要性のある人が増加する一方で、一人では通院が困難な障がいのある人が増えており、在宅医療^{*}の対象者が今後も更に増加することが見込まれます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるように関係機関と連携を図り、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供されることが求められています。

【課題】

- ・障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見・早期療育※
- ・精神障がい者に対する正しい理解の促進と相談支援体制の充実
- ・難病※患者や高齢障がい者及び重症心身障がい者に対する在宅医療※の支援

施策の方向**1 障がいにつながる疾病的発生予防と早期発見・早期療育※**

障がいにつながる脳血管疾患などの生活習慣病※の予防と重症化の予防、障がいの早期発見、身近な地域で適切な療育※やリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療の充実に取り組みます。

施策	No	取組内容	
障がいにつながる疾病的予防と早期発見・早期療育※	19	乳幼児総合診査の推進と診査後の受入態勢の充実	継続
	20	保健指導の推進	継続
	21	感染症予防の推進	継続

2 精神保健施策の推進

心の病気は、誰にでも起こり得る病気であり、心の病気や精神障がい者に対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域で自立した生活を送ることができるよう生活支援や就労支援の充実に努めます。

特にも、盛岡広域圏に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するなどして、精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制※の構築を進めます。

施策	No	取組内容	
精神保健施策の推進	22	精神障がい者に対する正しい理解の促進	継続
	23	地区精神保健活動の充実	継続
	24	心の健康に関する相談・支援体制の充実	継続
	25	社会復帰及び自立と社会参加への支援の充実	継続
	26	精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制※の構築	新規

3 難病※対策の推進

難病※に対する市民の正しい理解の促進に努め、難病※患者に対する相談窓口を開設し、情報提供や相談支援を行うことにより、難病※患者の自立と在宅療養の支援を行います。

施策	No	取組内容	
難病※対策の推進	27	在宅療養の支援及び情報提供・相談支援の実施	継続
	28	居宅生活支援による自立と社会参加の促進	継続
	29	要支援患者への保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供	継続

4 在宅医療※の充実

医療保険制度の改正や医療技術の向上、障がい福祉サービスの充実により、医療機器を装着した状態で在宅生活をしている障がいのある人が増加しています。難病※患者や高齢障がい者及び重症心身障がい者等が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心した暮らしを送ることができるよう保健・医療・福祉の連携を進め、在宅医療※の充実に努めます。

施策	No	取組内容	
在宅医療※の充実	30	医療機関、訪問看護ステーション等による訪問医療、訪問看護の充実	継続
	31	保健・医療・福祉の連携による支援の推進	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	実績 (H29)	目標 (R6)
悩みや問題を抱えたとき相談できるところ（人や場所）を知っている人の割合を上げる	72.2%	78.4%	80%*

*第2次もりおか健康21プラン目標

IV 教育・療育※の充実

現状と課題

障害者基本法※では、障がいのある児童・生徒（以下「障がい児」という。）※が、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされています。

障がい児に対する教育・療育※に当たっては、障がいを早期に発見し、保護者に障がいの認知を促しながら、その子どもの様子に応じて、可能性を最大限に發揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立った指導・支援を行つてきました。

近年、自閉スペクトラム症※などの発達障がい※のある子どもへの指導・支援の必要性が高まってきており、福祉・保健・教育・医療等の各機関が連携した指導・相談支援体制の確立等が求められています。

また、障がいのない人々と、さまざまな障がいのある人々とが、学校教育や地域活動などの生涯教育を通して、お互いを理解することも大切となっています。

さらに、医療的ケアを要する状態にある障がい児や子どもが、適切な支援を受けられるよう関係機関による連携・協力体制の構築が求められています。

なお、児童発達支援センター盛岡市立ひまわり学園について、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画に従い民間譲渡を進めるとともに、発達支援の機能強化等への支援が求められています。

(※) 障がいのある児童・生徒（障がい児）とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい※を含む）その他心身の機能の障がい（難病※等）がある、18歳未満の方を指します。

【課題】

- ・障がいの早期発見と支援の充実
- ・発達支援の充実
- ・相互理解につながる学習の場の提供
- ・児童発達支援センターの充実と施設整備、発達支援の機能強化等への支援

施策の方向

1 療育※の充実

障がいを早期に確認し、保護者に障がい認知・受容を促しながら、障がい児に適した生活・学習指導等を行うことにより、障がい児のもつている可能性を最大限に伸ばすとともに、障がいのない子どもとの交流を通して成長を促すよう努めます。

また、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある児童を抱える保護者等の子育てに関する不安を少しでも取り除く相談・支援体制づくりに努めます。

心身の発達に遅れがある乳幼児に対して、乳幼児総合診査事業・親子教室事業と連携し、保護者への親子のかかわり方や、療育※上の不安解消等を図るよう相談・助言を行い、乳幼児の発達を促します。

日常生活を送る上で人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養などの医療行為が必要となる医療的ケア児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、盛岡広域圏における支援関係機関が連携し、情報交換を行う場として、令和2年度に盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会を設置し、有効な支援や協力体制のあり方、課題解決の方法等について、継続的に協議を進めます。

施策	No	取組内容	
乳幼児の療育※の充実	32	母子通園事業の充実	継続
	33	障がい児通所事業（ひまわり学園）の充実と在り方の見直し	拡充
	34	おもちゃ図書館事業の推進	継続
	35	医療的ケア児に関する協議の場の設置	新規
	36	ペアレントトレーニング※の充実	継続

障がい児が、障がいのない子どもと地域で暮らしながら保育所、幼稚園での保育・教育が受けられるよう、関係機関と連携し、職員の理解の促進と専門職員による研修などにより、受入体制の充実に努めます。

施策	No	取組内容	
保育所・幼稚園との連携の強化	37	障がい児保育・障がい児教育の理解の促進	継続
	38	関係機関の連携による相談・支援体制の充実	継続

2 教育の充実

障がい児の自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することにより、障がい児が、授業内容を理解し、学習に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことができるような体制づくりに努めます。

学校と保護者の共通理解を図るために、子どもの教育的ニーズに即応した事前の情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

施策	No	取組内容	
就学期における相談・支援体制の充実	39	教育相談等資料の活用	継続
	40	教育相談の充実	継続
	41	「就学支援シート」の作成・活用	継続

子どもの様子の変化等を踏まえた学びの場や、適切な指導と必要な支援の検討を行うなど、特別支援教育※の体制整備を図り、特別支援教育※コーディネーター※に対する研修等を実施しながら、継続的な相談・支援の充実に努めます。

また、福祉・医療等との連携による、子どもへの指導・支援、及び労働機関等との連携による進路指導・就労支援の充実を図ります。

施策	No	取組内容	
就学後の相談・支援体制の充実	42	相談体制の充実	継続
	43	地域資源を活用した指導・支援の充実	継続
	44	進路・就労支援の充実	継続
	45	盛岡市障がい児教育推進協議会の充実	継続
	46	交流及び共同学習の推進	継続

3 生涯教育環境の充実

体験学習などを通じて相互理解の促進に努めるとともに、障がいのある人もない人も生涯にわたって受講できる各種講座の開催を推進します。

施策	No	取組内容	
各種講座・体験学習の充実	47	学びの循環推進事業（出前講座）の活用	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績（H25）	実績（H29）	目標（R6）
障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数	25回/年	25回/年	50回/年

V 社会参加・交流の促進

現状と課題

市は、障がいのある人が地域の一員として自立して生活していくことが可能な社会を実現するために、手話通訳者※の派遣や、精神障がい者の通所交通費の助成などにより、障がい者の社会経済活動への参加を推進してきました。その結果、障がい者の暮らしについてのアンケート調査によれば、外出を週1回以上すると回答した人は75.4%と、前回調査結果の81.6%には及ばないものの、高い数値となっています。

一方で、「まったく外出しない」と回答した人は4.4%と前回調査の4.8%から微減しているものの、新設の選択肢である「ほとんど外出しない」と答えた人は4.9%となり、「まったく」あるいは「ほとんど」外出しない人は9.3%と、全体の1割程度に及んでいます（表7）。

市は、盛岡市障がい者スポーツ大会の開催や障がいのある人の作品展など、スポーツ文化活動を推進してきました。その結果、障がいのある人の芸術作品が「ボーダーレスアート※」として国内外で評価され、海外の美術館で展示・紹介される作家も現れています。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、スポーツ・趣味の活動については、「活動している」と回答している人は横ばいであり、「活動していない」人が前回調査の42.4%から21.8%に激減しています。減少した「活動していない」人については、主に、「障がいのためできない」人（前回22.4%から28.6%へ増加）と「今後活動したい」人（同8.2%から14.0%に増加）に移行したと考えられ、市には、比較的重い障がいであっても参加可能な活動等について幅広く紹介するなどの取組が求められているものと考えます（表8）。

また、障がいのある人の地域活動を促進するために、地域生活支援事業による地域との交流や、障がいのある人への理解促進によって障がいのある人とない人が気軽に触れ合える、環境づくりによる参加しやすい地域活動を推進してきました。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、地域の行事への参加について、「よく参加している」、「ときどき参加している」人は微減しており、「ほとんど参加していない」、「参加したことがない」人も依然として7割を超えます（表9）。

全ての人が、馴染み深い地域の活動に参加していくよう、引き続き取り組む必要

があります。

【課題】

- ・交通手段の費用負担の軽減
- ・障がい者スポーツの理解・周知・参加
- ・障がい者アートの推進
- ・障がいのある人も参加できる地域イベントでの配慮の推進
- ・地域における障がい理解の推進

施策の方向

1 社会参加のための支援

障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、障がいの特性に配慮した次の支援を行います。

施策	No	取組内容	
社会参加のための支援	48	身体障害者補助犬※の給付	継続
	49	手話通訳者※・要約筆記※奉仕員による聴覚障がい者のコミュニケーション支援	継続
	50	障がいのある人の生活訓練のための講座の開催	継続
	51	重度障がい者等への移動支援のためのタクシー・ガソリン券助成	継続
	52	重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施	継続
	53	身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成	継続
	54	リフト付福祉バスの利用促進	廃止
	54	公共交通機関における障がい者割引制度の充実	継続
	55	精神障がい者が障害福祉サービス提供事業所に通所する交通費の一部助成	継続
	56	障がい者福祉施設利用による社会参加への支援	継続

2 スポーツ・文化活動の推進

障がいのある人の社会参加と自己実現の可能性を促進するため、スポーツ・文化活動の一層の推進に努めます。

なお、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行（平成30年6月）され、地方公共団体は国的基本計画（平成31年3月策定）を勘案して、文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことから、「盛岡市芸術文化推進計画」（令和元年6月策定）において、今後取組む事業について検討していくものです。

施策	No	取組内容	
スポーツ・文化活動の推進	57	盛岡市障がい者スポーツ大会の実施・充実	継続
	58	スポーツ活動の推進	継続
	59	盛岡市障がい者芸術文化祭の開催・充実	継続
	60	芸術文化活動の推進	継続

3 地域活動の推進

障がいのある人が地域の一員として安心して生活するためには、地域においても、正しい障がい理解のもと、障がい特性に合わせた配慮がなされる必要があることから、障がい者団体等との連携により市民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人も地域活動に参加しやすくなるように努めます。

施策	No	取組内容	
地域活動の推進	61	障がいのある人の地域活動への参加の促進	継続
	62	障がいのある人についての理解の拡大	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績(H25)	実績(H29)	目標(R6)
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合	22.6%	23.9%	30%

VI 就労・経済的自立への支援の充実

現状と課題

障がい者の社会的・経済的な自立を実現するためには、福祉的就労※のほか、一般就労に向けた取組も必要です。平成30年度には障がい福祉サービス利用から一般就労した後の職場定着を図るための新サービス創設などの制度改正が行われました。また、就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成25年4月（2013年）4月から民間企業における法定雇用率が1.8%から2.0%に、平成30年度にはさらに2.2%へと引き上げられています。

盛岡公共職業安定所※管内の障がい者雇用率は、平成25年度の1.74%から、平成29年度には2.12%に上昇しました（表10）。

また、平成25年の就労支援事業所における工賃は、岩手県の平均が17,960円で県の目標値17,600円を達成していますが、盛岡広域管内の平均工賃は14,816円と低い水準にあり、平成29年度では岩手県の平均工賃は18,982円、盛岡広域管内の平均工賃は16,790円と、いずれも平成28年度の県の目標値19,500円を下回っています。

障がい者の暮らしについてのアンケートから、障がいのある人の就労の状況をみると、平成25年度において、収入を伴う仕事をしている人が全体の26.3%であったものが、平成29年度では23.9%と、就労状況が厳しいものとなっていることを物語る結果となっています（表11）。また、雇用・就労を促進する施策を望む声は、精神障がいを除き減少傾向にありますが、就労支援事業者からの情報などに注視しながら、就労相談の充実を検討するとともに、新たな就労先の確保を図るために、関係機関や団体との連携の推進が求められています（表12）。

【課題】

- ・ 福祉的就労※の支援の充実
- ・ 就労支援事業所の工賃アップ
- ・ 農福連携※等の新しい取組の活用検討
- ・ 一般就労に向けた支援の充実

施策の方向

1 就労への支援

障がいのある人が一人一人の能力・適性に応じた就労の場に就けるよう相談支援活動を充実させるとともに、就労後の職場定着・継続就労を支援します。また、就労支援事業所と農業生産法人等とのマッチングにより、障がい者の適切な就労の場の確保を図ります。

施策	No	取組内容	
福祉的就労※支援の充実 一般就労に向けた支援の充実	63	盛岡広域圏障害者自立支援協議会※就労支援分科会との連携	継続
	64	就業相談の充実	継続
	65	就業定着への支援	継続
	66	自営業者等に対する支援	継続
	67	福祉的就労※事業所への支援	継続
	68	工賃アップに向けた支援の充実	継続
	69	農福連携※の推進	新規
	70	物品等の優先調達の推進	継続
	71	障がい者雇用に関する啓発の推進	継続

2 経済的支援の充実

障がいのある人が活用できる経済的支援制度としては、障害年金や各種手当、重度心身障害者医療費等の助成制度があり、制度の周知について徹底を図ります。

施策	No	取組内容	
経済的支援制度の周知	72	障害年金制度、特別障害者手当等の制度の周知徹底	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	実績 (H29)	目標 (R6)
障がい者の暮らしについてのアンケートにおいて、収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合（表11）※	26.3%	23.9%	40%
障害者雇用率※（法定雇用率2.2%）（表10）	1.74%	2.12%	2.0% ⇒ 2.2%※

※就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成30年度から民間企業における法定雇用率が2.2%へと引き上げられたことにより、市では令和6年度における目標値を、2.2%と引き上げました。

VII 障がい福祉サービスの充実

現状と課題

措置制度[※]から契約制度（支援費制度、障害者総合支援法[※]）への制度移行に伴い、サービス対象者が拡大され、対象サービスも増えるなど障がい者福祉サービスは飛躍的に充実されてきています。長期にわたって入所施設や入院病棟で生活していた障がいのある人たちの地域移行も進みつつあります。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査で「今後充実して欲しい」との回答が得られたサービスの中では、訪問系サービスの居宅介護[※]の割合が最も高く、次いで、居住系サービスである施設入所、短期入所[※]、共同生活援助（グループホーム[※]）の順に回答が多くなっており、それぞれの割合もほぼ横ばいと、生活の場の確保に関する要望は依然として多い状況にあります。

日中活動系サービスについては、生活介護[※]、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実を求める回答が最も多く、割合も増加していることから、より支援度が高い人たちのためのサービスについて、さらに充実を図る必要があると考えられます。またその中で、就労系のサービスについては、要望の割合は全体からみて高くないものの、特に就労継続支援A型[※]の充実を求める回答が増加しており、自立に向けた就労の機会として、より多くの選択肢が求められているものと考えられます。

障がい児支援サービスについては、特に放課後等デイサービス[※]の事業所が平成25年度の7箇所から平成29年度は32箇所と大幅に増加したこともあり、要望の割合は比較的少なく、割合も減少しており、引き続き安定したサービスの提供が求められています。

他には、重症心身障がい者等、医療的ケアが必要な障がいのある人を受け入れることができる事業所が限られていることから、関係機関と協議し、受入事業所の拡大が求められています。

また、障がい福祉サービスに関する苦情については、各福祉施設にも窓口が設けられているほか、岩手県社会福祉協議会内の岩手県福祉サービス運営適正化委員会が相談・調査、あっせんを行うことになっています。盛岡市においては、事業所の指定権者として指導を行い、苦情等の解決にも取り組んでいます。

【課題】

- ・利用者ニーズの的確な把握とサービスの安定供給に向けた対策の検討
- ・重症心身障がい者へのサービス提供体制の充実
- ・地域生活支援拠点の整備

施策の方向**1 障がい福祉サービスの充実**

障害者総合支援法^{*}に基づく障がい福祉サービスの見込量については、盛岡市障がい福祉実施計画で定めることとしますが、共同生活援助（グループホーム^{**}）と短期入所^{**}の充実については、各事業者へ障がいのある人の要望の情報提供を行い、事業実施の助言を行うとともに、療養介護^{**}や生活介護^{**}の実施についても、重症心身障がい者等医療的ケアの必要な障がいのある人の受入事業所を拡大し、サービスの充実を図ります。

訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう居宅介護^{**}や同行援護^{**}などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がいのある人のニーズを把握しながら充実に努めます。

日中活動系サービスについては、生活介護^{**}や就労継続支援^{**}などの障がい福祉サービスの適正な提供に努めるとともに、日中一時支援事業などの地域生活支援事業についても利用促進を図ります。

補装具^{**}や日常生活用具^{**}給付など福祉用具の給付については、利用者の生活の向上が図られるよう適正な支給を実施します。

障がいのある人の地域移行・地域定着支援については、関係機関等と連携し、地域生活移行を進めます。

障がいのある人の「親亡き後」に備えるとともに、緊急時の迅速・確実な相談支援を実施するなど、地域における生活の安心感を担保する機能を備える地域生活支援拠点の令和3年度を目指とした整備に向け、整備検討会議の検討結果や自立支援協議会の意見等を参考にしながら、検討を進めます。

地域生活支援拠点とは、①緊急時の受け入れ機能、②相談機能、③地域の態勢づくりを行う機能、④体験の機会・場の提供の機能、⑤専門的人材の確保・養成を行う機能、の5つの機能を持つ支援体制です。

また、民生委員や障がいのある人に支援を行っているボランティア、NPO^{**}等につい

て、定期的に情報交換を行い、障がいのある人への支援について市民と行政が協働して取り組みます。

施策	No.	取組内容	
日常生活を支えるサービス利用の推進	73	訪問系サービス提供の推進	継続
	74	日中活動系サービス提供の推進	継続
	75	居住系サービス提供の推進	継続
	76	補装具※給付の推進	継続
	77	地域移行・地域定着支援の推進	継続
	78	地域生活支援拠点の整備	新規
地域生活支援事業の充実	79	相談支援事業	継続
	80	コミュニケーション支援事業	継続
	81	移動支援事業	継続
	82	地域活動支援センター事業	継続
	83	訪問入浴サービス	継続
	84	日中一時支援事業	継続
	85	日常生活用具※の給付	継続
	86	成年後見制度※	継続

2 障がい児施策の充実

特別な支援を必要とする障がい児等について、保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等ライフステージごとに支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイルを開発し、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう取り組みます。

施策	No.	取組内容	
障がい児支援の充実	87	児童発達支援	継続
	88	放課後等デイサービス※	継続
	89	保育所等訪問支援	継続
	90	肢体不自由※児通所医療	継続
	91	障がい児相談支援	継続
	92	障がい児個別支援ファイルの活用	継続

3 苦情解決への対応

福祉サービス利用の際に利用者からの苦情については、関係機関と連携しながら問題解決に当たるとともに、利用者の権利を擁護するために、相談体制の充実に努めます。

施策	NO.	取組内容	
苦情解決への対応	93	相談体制の充実	継続

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進

現状と課題

市は、障がいのある人も障がいのない人も暮らしやすいまちづくりを推進するため、「ユニバーサルデザイン※」や「心のバリアフリー※」など、ハード、ソフトの両面から取り組んでおり、公共性の高い施設を新築などしようとする場合には、指導・助言を行っています。

平成25年度に27.2%だった外出時に特に困難を感じない人の割合は、平成29年度では29.6%に増加しています。これは、市が進める公共施設のバリアフリー※化に加え、「ユニバーサルデザイン※」「心のバリアフリー※」といった、障がいの有無によらず、全ての人が暮らしやすいまちづくりを目指す考え方が、少しずつ普及しているがわざかに留まっているものと考えられます。

また、障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、「外出する際に困ること」について、道路や建物の階段や段差、歩道上の障害物、通行する車の危険性等のほか、重要な交通手段であるタクシーの料金が負担になることや、外出先でのコミュニケーションに困難さを感じるという回答の割合も高く、引き続き多角的、総合的な「ひとにやさしいまちづくり」への取組が必要となっています（表13）。

また、近年の豪雨災害等の頻発を考えれば、避難所のバリアフリー※対応等についても十分に検討する必要があると言えます。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、避難所での生活や医療体制や医薬品の確保等に不安を抱えている人の割合が高く、一方で、頼れる人がそばにいない人や家族・親類等との連絡方法に不安を抱く人の割合は減少しているものの、自分ひとりで動けないという人も微増しており、超高齢・人口減少社会において、災害発生直後に機能する共助体制の構築が今後の課題となっていくものと思われます（表14）。

また、障がいのある人がさまざまな情報を容易に入手できるよう一人一人の障がい特性に配慮し、スマートフォン等のICT※（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援を含む情報のバリアフリー※化を推進する必要があります。

【課題】

- ・公共施設・公共交通のバリアフリー[※]化
- ・障がい特性に応じた情報提供の推進
- ・コミュニケーション支援を行う人材の育成・確保

施策の方向

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律やひとにやさしいまちづくり条例などの関連法令との整合を図りながら、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

1 施設等のバリアフリー[※]の推進

身近な生活基盤のバリアフリー[※]の推進については、障がい者が安心して外出できるよう建物の入り口や歩道の段差解消や、視覚障がい者用ブロック等の歩行者空間確保による指導・啓発、障がい者トイレの環境整備など施設や道路のバリアフリー[※]を推進します。

施策	No.	取組内容	
施設等のバリアフリー [※] の推進	94	ユニバーサルデザイン [※] の促進・意識啓発	継続
	95	交通機関・道路のバリアフリー [※] の推進	継続
	96	公共施設・公共空間等のバリアフリー [※] の推進	継続

2 情報バリアフリー[※]の推進

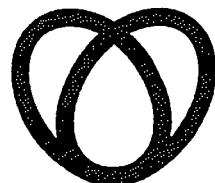
必要な情報を円滑に取得・利用できるよう情報のバリアフリー[※]化を推進します。

市公式ホームページの音声読み上げ機能など、誰にでも分かりやすく情報提供するためのウェブアクセシビリティの向上、バリアフリー[※]マップの掲載、点字・声の広報による情報提供、手話通訳者[※]の派遣や育成を通じ、手話を含む意思疎通手段を検証しつつ、ＩＣＴ[※]の進展に伴う新しい技術や機器等の利活用により、生活の質の向上を図ります。

施策	No.	取組内容	
情報バリアフリー※の推進	97	情報バリアフリー※の普及啓発	継続
	98	点字・声の広報、ホームページによる広報活動の推進	継続
	99	手話講座開催等の意思疎通支援の充実	継続
	100	I C T※機器を活用したコミュニケーション支援	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	実績 (H29)	目標 (R6)
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合（表13）	27.2%	29.6%	40%



バリアフリー新法※マーク

IX 暮らしの安全・安心の確保

現状と課題

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災や、平成26年(2014年)4月に玉山地域で発生した山火事、全国で毎年のように発生する集中豪雨被害等を教訓として、災害発生時に障がい者が安全に避難し、安心して避難所を利用できるよう、日頃の備えや地域における防災への取組を推進する必要があります。

市では、障がいのある人などが、災害から身を守るために安全な場所へ避難するときに支援を要する人をあらかじめ登録し、発災時に対応する避難行動要支援者名簿※を作成しており、名簿登録した人のうちから、同意した人については、平常時から消防等の避難支援等関係者に情報提供されます。ただし、年間の登録状況は、高齢者を含め4割弱にとどまっており、制度の周知についてなお一層の取組が必要です。

また、違法で強引な訪問販売や特殊詐欺、浪費等金銭管理問題を発端とした多重債務など多様化する消費者トラブルや犯罪被害について、未然に防ぐ取組を継続して行うとともに、事案発生時の速やかな対応を可能とする関係機関の支援ネットワーク体制を再確認する必要があります。

【課題】

- ・避難行動要支援者名簿※登録制度の周知と登録の普及
- ・消費者トラブルや犯罪被害の予防と支援体制の整備

施策の方向

1 災害時の支援体制の充実

地震や洪水等の災害に対し、障がい者、保護者、支援者からは、避難所までの避難、誘導、避難所での障がいのある人への配慮等の対応が求められており、社会福祉施設や医療機関との連携による精神的なケアや、重複障がい者、最重度の障がい者等、個々の障がい特性に配慮した救援・救護体制を整備します。

また、福祉避難所の確保や避難環境について計画的整備に努めます。

施策	No.	取組内容	
災害発生時の支援体制の充実	101	避難行動要支援者名簿※登録者の支援体制の整備	継続
	102	障がい特性に対応した福祉避難所の確保	継続
	103	障がい者避難所環境の計画的整備	継続
	104	災害発生時サービス利用体制の構築	継続

2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実

複雑多様化する消費者トラブルを未然に防ぐよう障がいのある人や相談支援事業者等の関係者で情報を常に共有し、対応実績を積み重ねるとともに、トラブル発生時にクリングオフ等速やかに対応できるよう体制を整えます。

盛岡市消費生活センターからの最新情報の共有・理解によるフレキシブルな予防対応に努めます。

施策	No.	取組内容	
消費生活問題等の防止と支援体制の充実	105	障がいのある人や相談支援事業者等との消費生活問題についての情報共有	継続
	106	迅速な対応のできる支援体制の強化	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績 (H25)	実績 (H29)	目標 (R6)
障がい者福祉避難所の数	7箇所	8箇所	15箇所

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

現状と課題

国は、障がい者への差別を禁止する障害者の権利に関する条約の発効に当たり、障害者基本法[※]を改正し、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めました。さらに障がい者に対する虐待の禁止や、国等の責務を定めた障害者虐待防止法を制定し、平成28年（2016年）4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法[※]）が施行されています。

岩手県は、これらに先駆けて、障がい者への差別を禁止した障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例[※]を制定し、先駆的な取組が行われており、市においては、障がい者虐待防止相談窓口を設置するとともに、市民フォーラムを開催し、障がいのある人への差別解消へ取り組んでいます。

また、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うに当たり、平成28年10月に市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、幅広い観点から意見を聴取し協議しています。

権利擁護施策の充実については、成年後見制度[※]の円滑な活用に向けて市民後見人入門講座の実施に取り組んでいます。今後は、盛岡広域で設置予定の成年後見センター等の関係機関と連携し、制度の周知啓発を行うとともに、障害者総合支援法[※]の施行により市町村の必須事業となった市民後見人の育成についてさらに検討する必要があります。

また、障がい者虐待防止に関しては、市の相談窓口を設置しておりますが、障がい者虐待に関する複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、庁内外の関係機関・団体との情報共有や連携を図るための体制を強化する必要があります。

【課題】

- ・障がい者差別解消に向けた取組の推進
- ・成年後見制度[※]についての周知啓発と人材育成
- ・虐待等への対応における庁内外の関係機関・団体との連携体制の構築

施策の方向

1 差別解消の推進

障がいのある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発し、心のバリアフリー※に取り組みます。

また、障害者差別解消法※に基づく合理的配慮の提供等に関するガイドライン等を策定し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

施策	No.	取組内容	
差別解消の推進	107	市民や地域、企業等における障がいへの理解促進	継続
	108	障がいなどを示すシンボルマークの周知	継続
	109	障害者差別解消法※での制度内容の周知及び理解の促進	継続
	110	盛岡市職員対応ガイドラインの策定	継続
	111	市の率先した合理的配慮への取組	継続
	112	市の相談体制の強化	継続

2 障がい者の権利擁護

判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が、「親亡き後」も安心して生活することができるよう成年後見制度※の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに、より利用しやすい制度となるよう市民後見人及び法人後見人の育成を促進します。

障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など障がい者虐待防止を推進します。

また、障がい者虐待において複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

施策	No.	取組内容	
成年後見制度※の利用促進	113	成年後見制度※等の周知・啓発の推進	継続
	114	市民・法人後見人育成の支援	継続
障がい者の虐待防止の推進	115	障がい者虐待防止に関する事業の推進	継続
	116	高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化	継続

施策の成果・管理指標

項目	実績（H25）	実績（H29）	目標（R6）
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、いやな思いをしたことが「まったくない」と答えた人の割合 (表15)	50.2%	22.9%	60%
市民後見人の登録人数	0人	0人	50人

第3章 計画の推進

1 期待される役割

この計画の推進に当たっては、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、行政がそれぞれの立場でお互いに協力し合うことが必要です。そのためには、次のような役割が求められます。

○ 市民、地域の役割

- ・ お互いの人格や個性の尊重
- ・ 地域の一員として誰もが参加しやすい地域づくり
- ・ 地域住民やNPO[※]、ボランティアによる支援・協力体制の整備
- ・ 市民の障がい者差別の理解

○ 障がいのある人の役割

- ・ 社会経済活動、地域活動への積極的な参加
- ・ 主体的な生活を送るためサービスの積極的な活用

○ 企業の役割

- ・ 障がいのある人の雇用に向けての積極的な取組
- ・ 組織を活用した積極的なボランティア活動の展開
- ・ 事務所・店舗等建物、交通等に関するユニバーサルデザイン[※]の推進
- ・ ユニバーサルデザイン[※]を意識した製品の開発
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

○ 医療・福祉関係機関の役割

- ・ 情報の提供、相談支援
- ・ 地域のニーズに応じたサービスの展開、開発
- ・ 人材の育成

○ 市の役割

- ・ 国や県、盛岡広域圏障害者自立支援協議会※、盛岡市自立支援協議会との連携
- ・ サービス基盤の整備
- ・ 相談支援、サービス利用に関するニーズの発見、サービス調整
- ・ 福祉サービス等の適正実施に関する指導
- ・ バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の推進
- ・ 市民・企業・関係機関との連携、協働
- ・ 障がいのある人の生活状況、ニーズの把握のための当事者及び関係団体等との定期的な意見交換の実施
- ・ 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく物品等の調達
- ・ 障害者差別解消法※に基づく合理的配慮の率先実施

2 計画の評価

本計画の推進に当たっては、その実効性を確保するため、盛岡市社会福祉審議会※障がい者福祉専門分科会及び盛岡市自立支援協議会へ実施状況を毎年報告することとします。

資料編

目次

1 本市の障がい者の状況	40
2 アンケートの結果.....	44
3 指標とその評価	55
4 各取組内容の取組方法.....	61
5 各論新旧対照表	77
6 用語解説	107

盛岡市の障がい者の状況

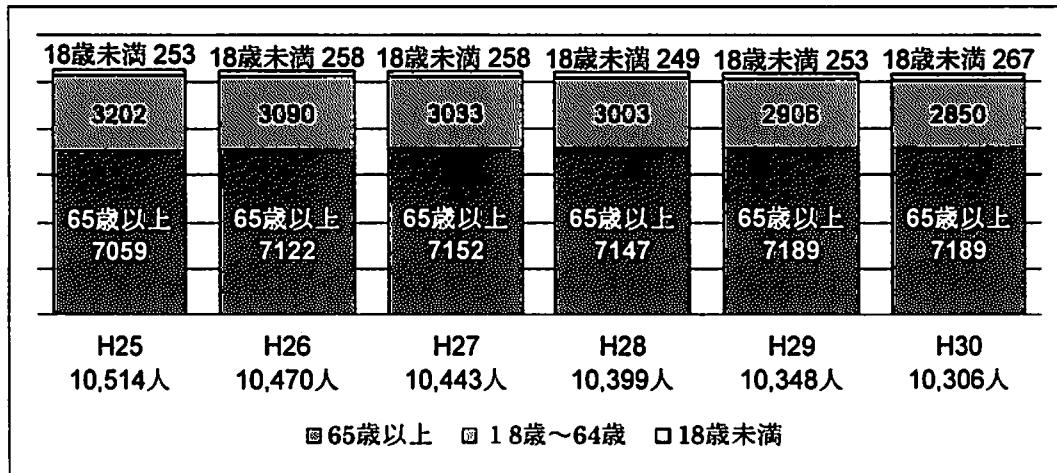
1 身体障がい者

(1) 身体障がい者の数

本市の身体障害者手帳※の所持者は、平成30年度末現在、10,306人となっており、平成25年度末現在に比べると208人減少し、0.98倍となっています。

年齢別では、65歳未満が95.76倍と減少しているのに対して、65歳以上は1.02倍と微増しており、身体障害者手帳※所持者のうち 7,189人（69.8%）が高齢の身体障がい者となっています（図1参照）。

図1 身体障害者手帳※所持者年齢別推移

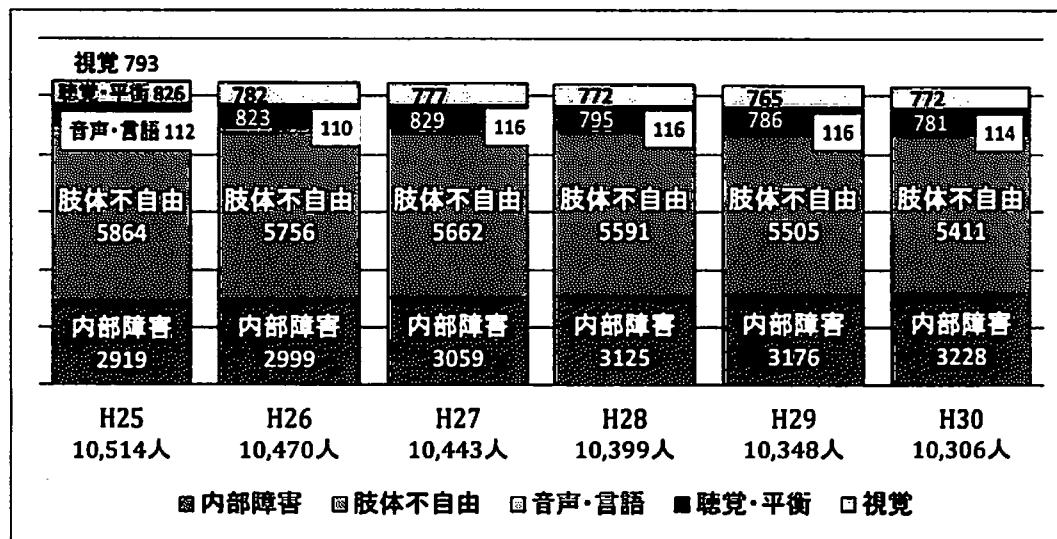


[資料：盛岡市 各年度末現在]

(2) 身体障がいの種類及び程度

身体障がいの種類では、平成30年度末現在、肢体不自由※が5,411人（52.5%）で最も多くなっています。また、内部障害※が平成25年度末の2,919人から3,228人と大きく増加しており、1.11倍の伸びとなっています（図2参照）。

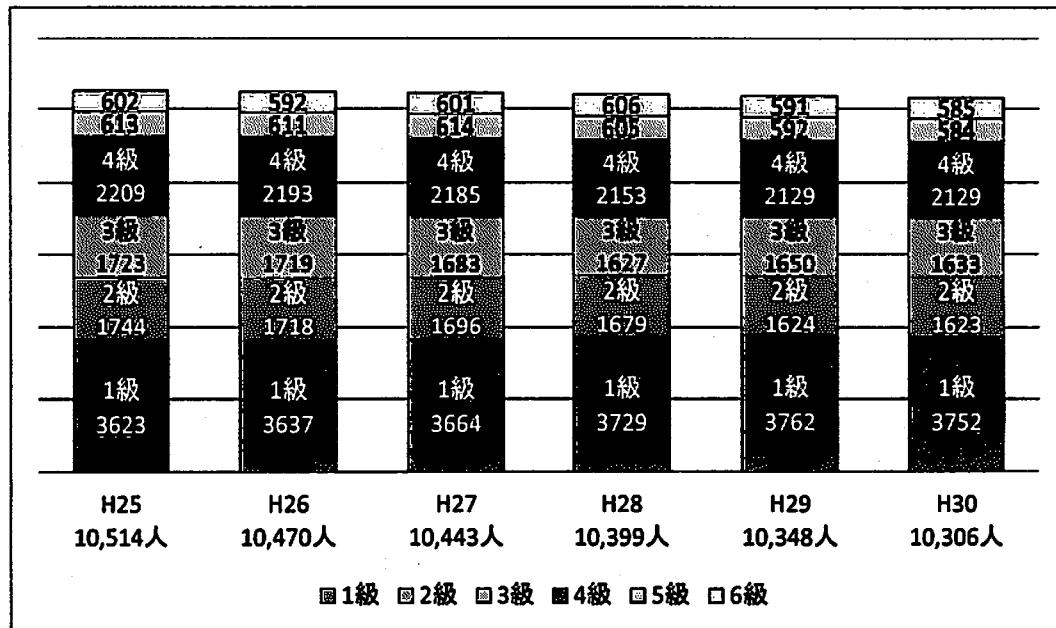
図2 身体障がい者障がい別推移



[資料：盛岡市 各年度末現在]

身体障がいの等級別では、重度の障がい（1級、2級）を有する身体障がい者は、全体の52.2%を占めており、横ばいの傾向となっています（図3参照）。

図3 身体障害者手帳*所持者等級別推移



[資料：盛岡市 各年度末現在]

2 知的障がい者

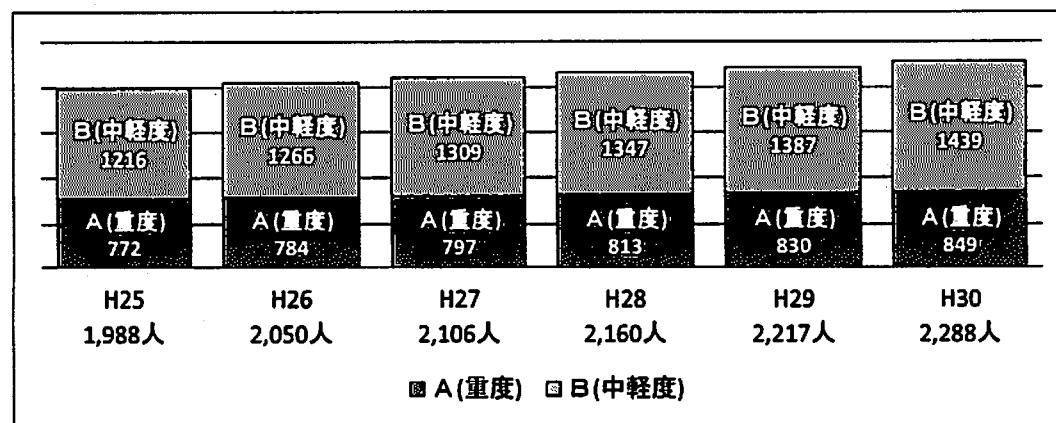
(1) 知的障がい者の数

本市の療育手帳*の所持者は、平成30年度末現在、2,288人となっており、平成25年度末に比べると300人増加し、1.15倍となっています（図4参照）。

(2) 知的障がい者の程度

知的障がいの程度別では、平成30年度末現在、療育手帳*所持者のうち重度が849人（37.1%）、中軽度が1,439人（62.9%）となっています。平成25年度末と比べると重度、中軽度とも増加していますが、中軽度の割合が高くなっています。

図4 療育手帳*所持者数推移



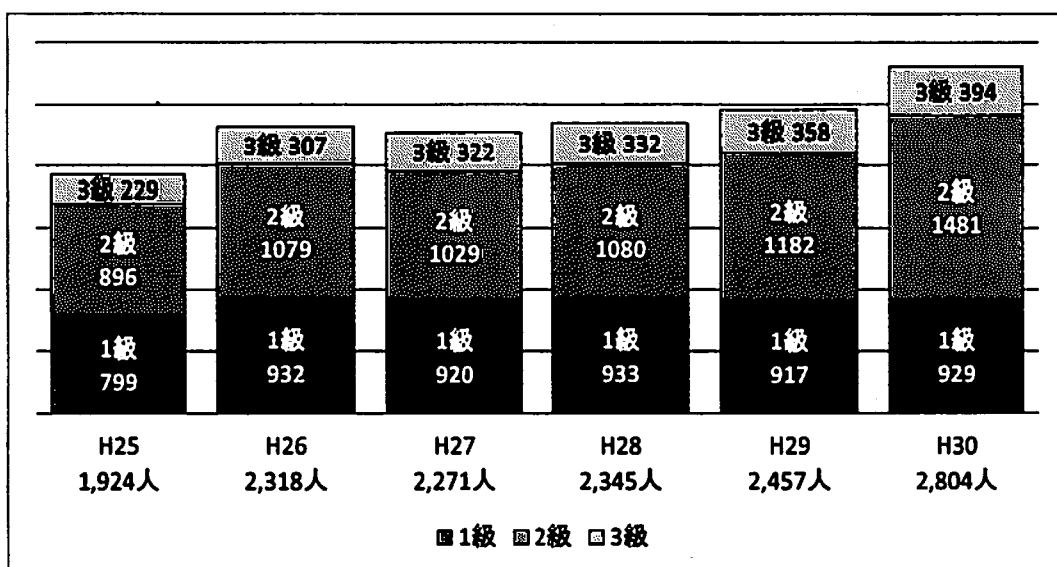
[資料：盛岡市 各年度末現在]

3 精神障がい者

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成21年度末1,254人から平成30年度末で2,804人と、この10年間で2.24倍になっています。社会状況の変化や制度の浸透や福祉サービスの充実等に伴い、手帳所持者数も増加してきています（図5参照）。

図5 精神保健福祉手帳^{*}所持者数推移

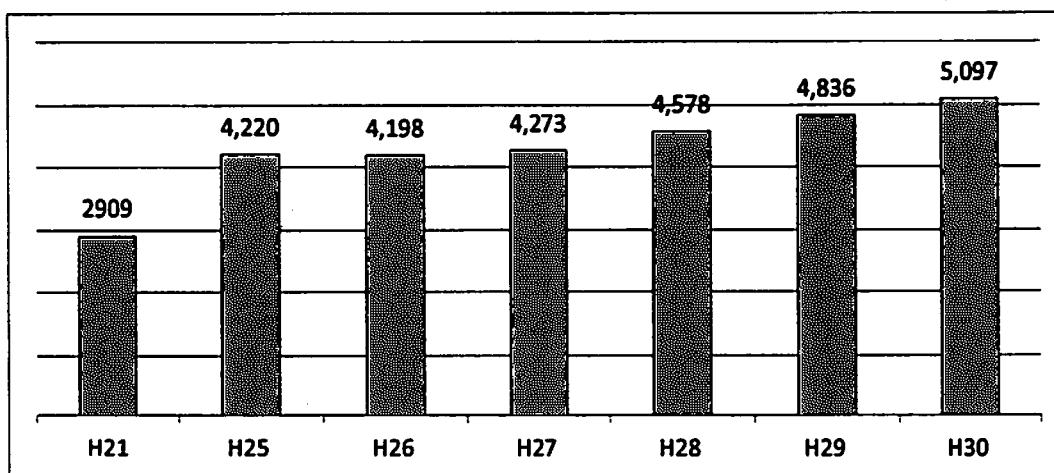


[資料：盛岡市 各年度末現在]

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者数

手帳所持者同様に、自立支援医療の受給者数も増加しており、平成30年度末現在、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）受給者は5,097人となっています。平成21年度末の受給者は2,909でしたので、比較すると1.75倍になっています。

図6 自立支援医療（精神通院）受給者数



[資料：盛岡市 各年度末現在]

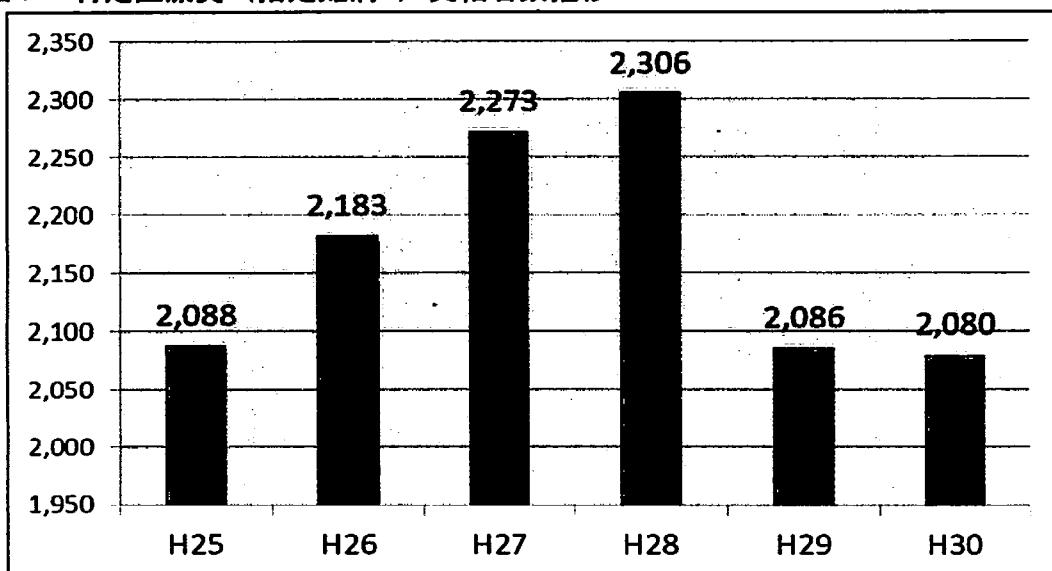
4 難病※患者

(1) 医療費助成を受ける難病※患者の数

特定医療費受給者証※交付者（対象331疾患・当時）数は、平成30年度末現在、2,080人となっています。（図7参照）。

（※H26までは特定疾患医療受給者であり、H27以降は特定医療費（指定難病※）受給者となり対象疾患も拡大しています。）

図7 特定医療費（指定難病※）受給者数推移



[資料：岩手県健康国保課各年度末現在 H26は12月末]

難病※は、平成25年4月施行の「障害者総合支援法※」により障害福祉サービスの対象となりました。現段階では361疾患が適応となっており、症状の変動などにより身体障害者手帳※の取得ができないものの一定の障害がある方々の一部が、障がい福祉サービスを利用できるようになりました。

また、平成27年1月施行の「難病※の患者に対する医療等に関する法律（難病※法）」により、医療費助成制度が確立されました。現段階では333疾患が医療費助成の特定医療費（指定難病※）受給対象疾患となっています。

アンケートについて

ここでまとめたアンケート結果は、主に平成29年に実施した以下の2つの調査に基づくものです。

調査(1) 障がい者や障がい福祉に関する市民意識調査

調査時期 平成29年10月

調査対象 身体障害者手帳[※]、療育手帳[※]、精神保健福祉手帳[※]を持たない市民 1,020人（無作為抽出）

回答総数 486人（回答率47.6%）

調査(2) 障がい者の暮らしについてのアンケート調査

調査時期 平成29年10月

調査対象 身体障害者手帳[※]、療育手帳[※]、精神保健福祉手帳[※]のいずれかを持つ市民及び特定疾患対象の市民 2,645人

身体障がい者 1,437人（うち児童43人）（身体障害者手帳[※]所持者から無作為抽出）

知的障がい者 346人（うち児童86人）（療育手帳[※]所持者から無作為抽出）

精神障がい者 784人（うち児童86人）（精神保健福祉手帳[※]所持者から無作為抽出）

特定疾患対象者 78人（当事者団体 提供）

回答総数 1,423人（回答率53.8%）

I 障がい者理解の促進

表1

Q あなたは、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
よくある	H29	3.6	8.5	16.0	0.0	20.0	5.6
	H25	5.7	11.1	16.0	2.6	24.1	7.8
	H20	7.3	21.8	18.3	2.4	-	9.4
時々ある	H29	17.2	30.5	38.2	18.5	30.0	21.1
	H25	28.4	43.7	38.9	19.5	48.3	31.5
	H20	20.0	33.3	34.2	8.5	-	22.3
ほとんどない	H29	40.3	36.6	27.1	33.3	40.0	38.4
全くない	H29	25.4	15.9	13.9	25.9	10.0	22.9
	H25	55.9	25.3	37.7	74.0	24.1	50.2
	H20	72.7	44.8	45.5	89.0	-	46.4

表2

Q あなたは、日常生活において身体障がい者、知的障がい者、精神障がいの方との程度接する機会がありますか。
〔「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」〕

(%)

	平成20年度			平成25年度	平成29年度
	身体	知的	精神	全体	全体
毎日	11.0	4.9	5.3	14.6	13.5
週に数回	8.8	6.0	3.2	11.4	9.2
月に数回	13.8	6.7	5.7	8.8	8.2
年に数回	23.0	20.1	11.3	22.3	18.7
ほとんどない	42.4	55.5	67.5	42.1	44.4

表3

Q あなたは、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるために何が必要だと考えますか。
(2つ以内で複数回答可：上位5項目のみ記載) 〔「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」〕

(%)

	平成20年度	平成25年度	平成29年度
学校での福祉教育の充実を図ること	43.1	38.2	20.2
障がい者が生活できるよう、環境整備を図ること	-	34.5	18.7
日常生活で障がい者と接する機会が多くなること	36.4	25.3	12.9
企業などが積極的に福祉活動に携わること	22.3	23.8	11.7
障がい者の生活をよく知ってもらうこと	20.8	19.1	6.3

表4

Q あなたは、障がい者の福祉に関心がありますか。〔「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」〕

(%)

	平成20年度	平成25年度	平成29年度
非常に関心がある	17.7	18.0	17.6
ある程度関心がある	51.6	45.5	45.3
どちらともいえない	19.7	21.2	26.0
あまり関心がない	9.2	11.2	8.9
まったく関心がない	1.8	2.1	2.2

II 相談支援体制の充実

表5

Q あなたの相談内容や不安に思っていることはどのようなことですか。(3つ以内で複数回答可)
〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
健康のこと	H29	59.1	38.4	43.1	63.0	25.0	54.7
	H25	61.9	44.7	54.9	79.2	20.7	59.0
	H20	75.6	48.7	58.8	19.2	-	71.3
経済的なこと	H29	40.1	20.7	61.1	40.7	25.0	39.8
	H25	39.0	22.6	61.7	48.1	41.4	39.9
	H20	50.7	35.9	56.3	50.6	-	50.0
家庭・家族のこと	H29	18.5	12.2	22.2	25.9	10.0	18.1
	H25	18.2	15.3	19.1	27.3	10.3	18.3
	H20	22.4	12.8	22.7	21.3	-	21.0
進路・就職・仕事のこと	H29	6.1	17.7	23.6	0.0	60.0	9.8
	H25	2.9	6.8	12.3	9.1	44.8	5.7
	H20	5.9	22.4	14.3	9.0	-	9.1
住居のこと	H29	5.4	7.3	8.3	7.4	0.0	5.9
	H25	5.8	4.2	10.5	5.2	3.4	6.0
	H20	6.6	3.2	12.6	4.5	-	6.7
結婚のこと	H29	1.9	4.3	1.4	0.0	5.0	2.1
	H25	1.3	3.2	8.6	6.5	13.8	2.9
	H20	1.0	5.1	6.7	2.2	-	2.0
将来のこと	H29	19.6	37.2	39.6	7.4	40.0	23.7
	H25	17.8	47.9	45.7	28.6	62.1	26.4
	H20	19.4	50.6	38.7	25.8	-	24.8
生きがいのこと	H29	8.2	8.5	16.0	18.5	5.0	9.1
	H25	6.9	4.7	12.3	10.4	17.2	7.6
	H20	14.0	7.7	15.1	6.7	-	12.8
身の回りの世話のこと	H29	19.5	19.5	6.9	29.6	5.0	18.2
	H25	20.6	27.9	6.8	1.3	6.9	18.7
	H20	28.5	33.3	16.0	18.0	-	26.6
友人のこと	H29	1.1	6.7	4.2	0.0	10.0	2.1
	H25	0.7	2.1	1.2	0.0	6.9	1.0
	H20	1.1	2.6	3.4	0.0	-	1.4
職場や近所などの人間関係のこと	H29	3.8	11.6	13.2	3.7	15.0	5.8
	H25	3.0	7.4	5.6	5.2	13.8	4.2
	H20	2.2	10.3	10.1	4.5	-	4.0
災害・火災・防災のこと	H29	8.5	2.4	4.2	3.7	10.0	7.3
	H25	11.0	8.9	2.5	5.2	6.9	9.4
	H20	14.0	5.8	5.0	3.4	-	11.4
その他	H29	2.4	8.5	4.9	3.7	10.0	3.5
	H25	2.5	3.2	3.1	2.6	3.4	2.7
	H20	2.0	8.3	5.9	1.1	-	3.0

表6

Q あなたが主に相談する相手はどなたですか。（3つ以内で複数回答可）

〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
同居の家族	H29	63.9	57.3	54.2	55.6	80.0	62.2
	H25	60.1	71.1	52.5	68.8	69.0	61.3
	H20	67.1	56.2	49.2	77.5	-	65.7
その他の親族	H29	19.9	15.2	16.7	11.1	0.0	18.6
	H25	21.0	5.8	21.0	31.2	20.7	19.5
	H20	21.3	11.1	13.1	20.2	-	19.5
岩手県 福祉総合相談 センター職員	H29	3.3	4.9	3.5	3.7	0.0	3.4
	H25	3.0	5.3	3.1	1.3	6.9	3.3
	H20	2.9	4.3	4.1	1.1	-	3.2
市役所職員	H29	17.5	6.1	11.8	7.4	5.0	15.2
	H25	8.8	10.5	11.1	1.3	6.9	8.9
	H20	20.6	23.5	18.9	2.2	-	19.1
保健所職員	H29	1.0	0.6	2.8	0.0	0.0	1.1
	H25	0.8	0.5	1.2	1.3	0.0	0.8
	H20	1.2	0.6	1.6	6.7	-	1.6
サービス提供事 業者等	H29	14.5	45.1	20.1	7.4	0.0	18.3
	H25	10.8	44.7	13.0	3.9	3.4	15.0
	H20	14.1	40.7	13.9	3.4	-	16.0
身体や知的の障 害者相談員	H29	2.2	6.1	2.1	0.0	5.0	2.6
	H25	4.0	7.4	0.6	0.0	6.9	3.9
	H20	2.7	8.0	2.5	0.0	-	2.7
障害者相談 支援事業者	H29	4.4	17.7	11.1	0.0	5.0	6.5
	H25	3.4	5.8	8.0	1.3	10.3	4.3
	H20	3.6	3.7	10.7	0.0	-	3.9
民生委員	H29	5.1	0.0	2.1	18.5	0.0	4.4
	H25	6.7	1.6	2.5	1.3	0.0	5.1
	H20	7.3	2.5	7.4	1.1	-	5.7
知人・友人・ ボランティア	H29	14.3	10.4	21.5	25.9	15.0	14.8
	H25	14.5	13.7	14.2	35.1	31.0	15.8
	H20	14.6	18.5	17.2	20.2	-	15.8
医師・看護師・ 医療スタッフ	H29	32.2	17.1	57.6	37.0	55.0	33.5
	H25	22.6	11.6	55.6	37.7	41.4	26.0
	H20	41.6	16.0	59.0	50.6	-	41.2
学校の先生	H29	1.5	7.3	3.5	0.0	30.0	2.7
	H25	0.1	1.1	0.0	0.0	10.3	0.4
	H20	1.7	13.6	0.0	2.2	-	2.8

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
同じ障がいや 病気の人の団体	H29	2.1	0.6	2.1	0.0	0.0	1.8
	H25	5.4	7.4	6.8	0.0	10.3	5.6
	H20	5.5	6.2	9.8	4.5	-	5.7
その他	H29	4.0	14.0	6.3	0.0	5.0	5.3
	H25	3.9	3.7	4.9	3.9	3.4	3.9
	H20	3.3	9.3	1.6	4.5	-	3.9
相談できる 人はいない	H29	5.0	1.2	8.3	3.7	5.0	4.8
	H25	6.2	4.7	4.9	9.1	0.0	5.9
	H20	5.4	4.3	8.2	5.6	-	5.3
相談ごとは ない	H29	4.0	2.4	0.7	11.1	0.0	3.6
	H25	5.7	1.6	3.7	5.2	0.0	4.8
	H20	3.1	1.2	2.5	3.4	-	2.8

V 社会参加・交流の促進

表7

Q 日ごろどれくらい外出しますか? [「障がい者の暮らしについてのアンケート調査】

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
ほぼ毎日	H29	36.6	75.6	48.6	37.0	75.0	42.9
	H25	38.9	79.5	34.0	64.0	69.0	45.6
	H20	34.1	67.5	28.8	-	-	38.4
週に2・3回程度	H29	27.5	6.7	22.2	25.9	10.0	24.3
	H25	29.7	6.8	30.9	20.8	20.7	26.2
	H20	30.5	13.3	34.7	-	-	28.9
週に1回程度	H29	8.8	3.1	9.7	11.1	0.0	8.2
	H25	11.3	3.2	11.1	6.5	0.0	9.8
	H20	11.6	6.0	13.6	-	-	11.1
月に2回程度	H29	7.7	6.1	7.6	11.1	0.0	7.5
	H25	9.7	3.7	11.1	5.2	0.0	8.7
	H20	8.8	6.0	11.0	-	-	8.5
ほとんど外出し ない	H29	5.2	2.4	5.6	3.7	5.0	4.9
	H25	-	-	-	-	-	-
	H20	-	-	-	-	-	-
まったく外出し ない	H29	5.2	0.6	3.5	3.7	0.0	4.4
	H25	4.9	3.7	6.8	0.0	10.3	4.8
	H20	15.0	7.2	11.9	-	-	11.4

表8

Q スポーツや趣味の活動を行っていますか？〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
活動をしている	H29	21.7	29.9	32.6	37.0	55.0	24.5
	H25	22.5	32.6	21.0	-	31.0	23.9
	H20	18.1	24.5	24.8	-	-	20.8
今後したい	H29	12.5	20.7	18.1	3.7	20.0	14.0
	H25	7.7	5.8	11.7	-	20.7	8.2
	H20	13.3	21.4	15.4	-	-	15.3
活動していない (活動したくない)	H29	20.8	20.7	31.9	18.5	15.0	21.8
	H25	40.4	45.8	52.5	-	31.0	42.4
	H20	18.5	20.8	29.1	-	-	20.1
障がいのためで きない	H29	32.8	15.9	14.6	29.6	10.0	28.6
	H25	26.0	14.2	10.5	-	17.2	22.4
	H20	50.1	33.3	30.8	-	-	43.8

表9

Q 地域の行事に参加していますか？〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
よく 参加している	H29	6.1	3.0	1.4	7.4	5.0	6.1
	H25	6.9	3.8	-	-	3.4	6.3
	H20	6.2	3.0	1.7	-	-	5.8
ときどき 参加している	H29	20.8	19.5	12.5	37.0	20.0	20.1
	H25	25.6	14.2	-	-	24.1	23.8
	H20	22.4	15.6	9.3	-	-	21.0
ほとんど 参加していない	H29	35.4	32.9	35.4	22.2	45.0	35.0
	H25	36.5	37.2	-	-	31.0	36.5
	H20	37.7	40.7	38.1	-	-	38.8
参加した ことがない	H29	33.3	40.2	49.3	29.6	30.0	35.6
	H25	31.0	44.8	-	-	41.4	33.5
	H20	33.6	40.7	50.8	-	-	34.3

VII 就労・経済的自立への支援の充実

表10 盛岡公共職業安定所※管内障がい者雇用状況

法定雇用率	盛岡職業安定所管内雇用状況	実雇用率(参考)				
		常用労働者	障がい者数	実雇用率	岩手県	国
平成25年	2.00%	66,013人	1,150人	1.74%	1.74%	1.76%
平成29年	2.00%	69,311人	1,467人	2.12%	2.16%	1.97%

「障がい者数」については、精神障がい者である短時間労働者は0.5人でカウントされる。

〔盛岡公共職業安定所※ 各年6月1日現在（調査対象は常用労働者56人以上の事業所）〕

表11

Q 現在収入（施設からの工賃を含む）をともなう仕事をしていますか？
〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
している	H29	19.9	49.4	28.5	11.1	15.0	23.9
	H25	19.7	52.1	22.8	58.4	17.2	26.3
	H20	14.9	33.1	24.2	40.2	-	19.9
していない	H29	50.6	22.0	52.8	63.0	20.0	47.3
	H25	38.1	38.1	72.2	39.0	34.5	41.9
	H20	39.9	30.2	56.3	31.5	-	38.3
未回答	H29	29.6	28.7	18.8	25.9	65.0	28.8
	H25	42.2	9.5	4.9	2.6	48.3	31.8
	H20	45.2	36.6	19.5	28.3	-	41.7

表12

Q あなたが今後充実してほしい障がい者施策は何ですか。

(3つ以内で複数回答・障がい別上位項目抽出) 〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
啓発や 福祉教育の充実	H29	21.5	21.3	34.0	18.5	35.0	22.9
	H25	25.1	32.1	35.8	23.4	41.1	27.5
	H20	21.6	24.1	32.5	13.3	-	22.3
情報提供	H29	31.7	17.7	22.2	18.5	25.0	28.7
	H25	35.7	27.4	24.1	32.5	27.6	32.9
	H20	34.4	18.4	20.5	27.7	-	31.1
施設の充実	H29	8.0	15.2	6.9	3.7	0.0	8.5
	H25	30.6	44.7	17.9	24.7	13.8	30.4
	H20	8.7	14.6	19.7	9.6	-	10.5
雇用・就業の促進	H29	6.2	7.9	23.6	3.7	25.0	8.4
	H25	13.8	10.5	22.2	6.5	62.1	14.9
	H20	14.8	26.2	26.1	12.7	-	11.9
生活の場の確保	H29	5.1	22.0	5.6	0.0	0.0	6.9
	H25	6.3	34.7	16.0	7.8	13.8	11.3
	H20	2.7	17.1	14.5	6.0	-	10.6
教育・療育 [#] の充実	H29	3.2	6.7	6.3	0.0	45.0	4.4
	H25	2.3	5.3	4.3	5.2	34.5	3.7
	H20	3.2	10.8	2.6	3.6	-	5.7
移動支援の充実	H29	10.7	9.2	5.6	18.5	0.0	10.0
	H25	23.7	13.2	21.6	57.1	20.7	23.8
	H20	12.6	11.4	8.5	0.1	-	8.2

資料：アンケート結果

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
医療費の軽減	H29	21.4	12.2	20.8	33.3	20.0	20.5
	H25	34.3	25.8	40.7	53.2	44.8	35.2
	H20	33.1	21.5	27.4	43.4	-	11.4
所得保障の充実	H29	24.0	18.3	28.5	22.2	10.0	23.5
	H25	42.6	43.7	61.7	3.9	69.0	43.3
	H20	33.3	25.3	29.1	28.9	-	32.0
相談窓口の充実	H29	18.7	14.0	16.7	11.1	10.0	17.7
	H25	19.6	23.7	22.2	20.8	31.0	20.7
保健・医療の充実	H29	14.5	5.5	20.8	18.5	20.0	14.3
	H25	15.9	9.5	21.6	15.6	10.3	15.6
福祉的就労※の場の確保	H29	9.8	32.3	37.5	3.7	30.0	15.4
	H25	4.2	12.1	13.6	7.8	17.2	6.7
特になし	H29	3.2	6.7	6.3	0.0	45.0	4.4
	H25	4.6	3.2	4.9	22.1	0.0	5.3

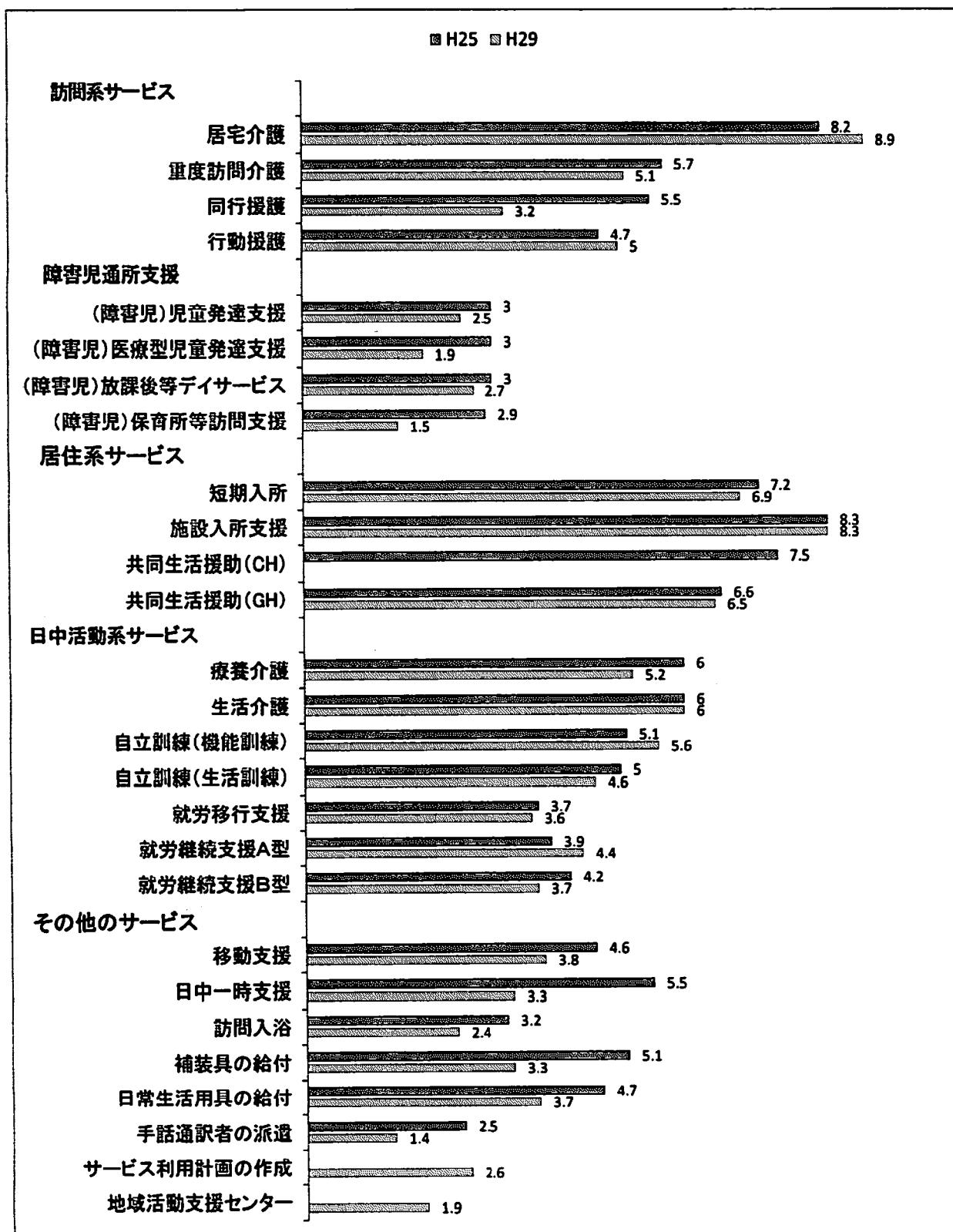
VII 障がい福祉サービスの充実

グラフ1

Q 充実してほしい障がい者サービスは何ですか。

(3つ以内で複数回答) [「障がい者の暮らしについてのアンケート調査】

(%)



IX ひとにやさしいまちづくりの促進

表13

Q 外出の際に困ることは何ですか？〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査〕

(%)

	平成20年度	平成25年度	平成29年度
利用できる交通機関がない	8.8	5.3	7.8
道路や建物に階段や段差が多い	23.9	19.0	22.0
歩道上の障害物（駐輪自転車等）	8.4	6.6	5.6
利用する建物の設備が不備	13.3	9.5	12.9
車などに危険を感じる	20.9	10.7	14.1
介助者がいない	9.0	5.1	6.0
コミュニケーションがとりにくい	11.9	8.5	10.9
タクシーなどの経費	28.1	17.4	23.2
その他	8.4	4.4	6.3
特になし	31.4	27.2	29.6

表14

Q 緊急に避難するとき、不安に感じることは何ですか？

〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査〕

(%)

	平成20年度	平成25年度	平成29年度
自分ひとりで動けない	37.2	22.9	24.5
頼れる人がそばにいない	12.2	12.2	9.4
避難場所がどこかわからない	11.6	13.5	13.5
避難場所までの移動手段の確保	26.4	17.4	17.3
避難場所での生活	38.5	44.4	42.5
避難場所での医療体制・医薬品確保等	29.7	29.3	26.6
家族・親類等との連絡方法	18.7	22.8	14.3
災害や避難情報の入手	11.0	9.0	10.1
避難場所での視覚障がい者に配慮した情報の提供	-	6.0	2.9
その他	2.9	2.7	12.1
特になし	13.4	8.6	8.7

X 障害者の差別解消及び権利擁護の推進

表15

Q あなたは、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

〔「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」〕

(%)

		身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
よくある	H29	3.6	8.5	16.0	0.0	20.0	5.6
	H25	5.7	11.1	16.0	2.6	24.1	7.8
	H20	7.3	21.8	18.3	2.4	-	9.4
時々ある	H29	17.2	30.5	38.2	18.5	30.0	21.1
	H25	28.4	43.7	38.9	19.5	48.3	31.5
	H20	20.0	33.3	34.2	8.5	-	22.3
ほとんどない	H29	40.3	36.6	27.1	33.3	40.0	38.4
	H25	-	-	-	-	-	-
	H20	-	-	-	-	-	-
まったくない	H29	25.4	15.9	13.9	25.9	10.0	22.9
	H25	55.9	25.3	37.7	74.0	24.1	50.2
	H20	72.7	44.8	45.5	89.0	-	68.3

盛岡市障がい者福祉計画の基本理念・目標達成のための指標とその評価

指標の評価の基準について

各指標については以下の基準により評価を行った。

◎	目標達成済み	H29 時点で R6 の目標値を達成済みである。
○	目標達成に向け順調に推移	H25 の数値を 0、R6 の目標値を 1 と置いた場合、H29 時点の数値(H25 からの増分)が 0.5 を上回る。
△	目標達成には一層の取組を要す	上記と同条件で H29 時点の数値が + を生じる。
×	目標達成には多角的で一層の取組を要す	上記と同条件で H29 時点の数値が + を生じない。

I 障がい者理解の促進

【指標】障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査において、障がい福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と答えた人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
63.5%	62.9%	×	80.0%

障がい福祉に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と答えた人の割合は、平成25年度の63.5%から平成29年度は62.9%となり横ばいの状況である。平成20年度は69.3%であり、減少を続ける当該指標にあって一定の数値を維持したことから、啓発広報や福祉教育は一定程度の成果を上げていると評価できるが、目標値80%を達成するためには、学校での福祉教育の充実、ボランティア育成等をより一層推進する。

II 相談支援体制の充実

【指標】主に相談する相手として「相談支援事業者」と回答した人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
4.3%	6.5%	△	30.0%

【指標】市内の指定特定相談支援事業所※等の数

	実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
指定特定相談支援事業所※数	16 事業所	26 事業所	○	30 事業所
指定障害児相談支援事業所※数	11 事業所	23 事業所	◎	20 事業所
相談支援専門員※の数	22 人	56 人	◎	50 人
基幹相談支援センター※の数	0 事業所	1 事業所	△	3 事業所

主に相談する相手として「相談支援事業者」と回答した人の割合は、平成25年度の4.3%から29年度で6.5%と増加。回答人数では、62人から93人と1.5倍となってはいるが、認知度としては不十分と考えられる。

また、平成25年度から平成29年度までの間に、市内の指定特定相談支援事業所※数は16から

26 に、指定障害児相談支援事業所[※]は 11 から 23 に、また、市内の相談支援専門員[※]の数は、22 人から 56 人に増えている。これは障害福祉サービスの利用申請者が年々増加するに伴って、各サービス等利用計画作成の需要も増していることによるものと考えられ、このことからも、市の相談支援体制は整備されつつあると言える。

一方で、障害児支援利用計画については、主に障がい児の親がこれを担う「セルフプラン」の割合が依然として高い（H31 年 3 月末で 58.9%）が、家族の負担軽減や支援計画への専門性の補完を考えれば、事業者が計画策定を担うことへの需要は高く、今後も事業者に対応への働きかけを行っていく。

また、平成 29 年度には社会福祉法人に委託して基幹相談支援センター[※]を設置したところであり、今後においては実績を踏まえ、児童に特化した相談窓口の設置も含めて在り方を検討することとしている。

III 保健・医療の充実

【指標】悩みや問題を抱えたとき相談できるところを知っている人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
72.2%	78.4%	○	80.0%

精神的な負担の軽減に関わる、「悩みや問題を抱えたとき相談できるところ（人や場所）を知っている」人の割合は、平成 25 年度の 72.2% から平成 29 年度の 78.4% と、目標へ向けて順調に増加している。

一方で、障がいのある高齢者や医療需要の高い障がい者、精神に障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためには、関係機関の連携により、住まい・医療・介護・生活支援が包括的に提供されることが求められており、特に、国の障害福祉施策に関する基本指針に基づき、盛岡圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するなどして、精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制[※]の構築を更に進めるものである。

IV 教育・療育[※]の充実

【指標】障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数

実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
25 回/年	25 回/年	×	50 回/年

障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数は、平成 25 年度の年間 25 回から平成 29 年度も年間 25 回と、増加には至らなかった。

障がい者への理解やその支援策の必要性、「ノーマライゼーション[※]」や「心のバリアフリー[※]」といった考え方の普及のためにも、今後はより様々な機会を捉えて、疑似体験や手話講座等、障がい者と小中学生等との交流事業の充実を図りながら、先行して小中学生へのハンディキャップの体験事業等を実施している盛岡市社会福祉協議会との協働等についても検討するものとしたい。

また、日常生活を送る上で人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養などの医療行為が必要となる医療的ケア児への支援は、その教育や療育[※]の充実を語る前提として対応すべき、当該児童の生命・健康の維持及び保護者ら家族が地域生活を送る上での喫緊の課題であり、係る支援体制の整備は、

福祉、医療圏域を同じくする盛岡広域圏において共通のものとなっている。

医療的ケア児が適切な支援を受け、家族とともに、地域において安心して生活を営むことができるよう、盛岡広域圏の関係機関による連携・協力体制を形成する必要がある。

V 社会参加・交流の促進

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
22.6%	23.9%	△	30.0%

スポーツや趣味の活動に親しむ人の数は、平成25年度の22.6%から平成29年度の23.9%と着実に増加している。

市は、スポーツ大会や芸術文化祭を継続実施しながら、障がいの有無によらず、誰もがスポーツや芸術文化に親しみながら、人間性豊かな生活を送ることが可能な「人がいきいきと暮らすまちづくり」を推進する。

VI 就労・経済的自立への支援の充実

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケートにおいて、収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合

実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
26.3%	23.9%	×	40.0%

【指標】障がい者雇用率（法定雇用率2.0%（平成30年度～2.2%））

実績 (H25)	実績 (H29)	評価	目標 (R6)
1.74%	2.12%	◎	2.0% →2.2%*

収入のある仕事をしている人は、平成25年度の26.3%から平成29年度は23.9%となり、障害のある人の就労状況が厳しいものであることを物語る結果となっている。

民間企業の障がい者の法定雇用率が平成25年度から2.0%に引き上げられ、各企業の雇用促進が進むとともに、平成29年度において管内の雇用率は2.1%に達した。ただし、平成30年度に法定雇用率が2.2%に引き上げられたことから、計画における目標値もこれに合わせ上方修正を行ったところであり、今後は更なる雇用促進を図る必要がある。

比較的新しい取組として注目される「農福連携※」については、就労支援事業所と農業生産法人等とのマッチングにより、障がい者の就労の場を確保するとともに、法人への正規雇用に結びつけるべく、関係機関とも連携の上、具体化を図る。

* 就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成30年度から民間企業における法定雇用率が2.2%へと引き上げられたことにより、市では令和6年度における目標値を、2.2%と引き上げた。

VII 障がい福祉サービスの充実

当該施策は、盛岡市障がい福祉実施計画において見込量を設定し管理を行っているため、管理指標を設けていないが、参考として次の実績について説明するものである。

【参考】各種サービス事業所の数と、その充実を望む人の割合

障がい福祉サービス名	実績（H25）	実績（H29）
(1) 居宅介護※	43	47
充実を望む人の割合	8.2%	8.9%
(2) 共同生活援助	33	54
充実を望む人の割合	6.6%	6.5%
(3) 生活介護※	18	21
充実を望む人の割合	6.0%	6.0%
(4) 就労継続支援A型※	14	18
充実を望む人の割合	3.9%	4.4%
(5) デイサービス	7	32
充実を望む人の割合	3.0%	2.7%

アンケート調査で「今後充実して欲しい」との回答が得られたサービスの中では、訪問系サービスの（1）居宅介護※の割合が最も高く、次いで居住系サービスである施設入所、短期入所※、（2）共同生活援助（グループホーム※）の順に回答が多くなっており、それぞれの割合もほぼ横ばいと、生活の場の確保に関する要望は依然として多い状況にある。

日中活動系サービスについては、（3）生活介護※、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実を求める回答が最も多く、割合も横ばいであることから、より支援度が高い人たちのためのサービスについて、さらに充実を図る必要があると考えられる。またその中で、就労系のサービスについては、要望の割合は全体からみて高くないが、特に（4）就労継続支援A型※の充実を求める回答が増加しており、自立に向けた就労の機会として、より多くの選択肢が求められているものと考えられる。

障がい児支援サービスについては、特に（5）放課後等デイサービス※の事業所が平成25年度の7箇所から平成29年度は32箇所と大幅に増加したこともあり、要望の割合は比較的少なく、割合も減少しており、引き続き安定したサービスの提供が求められている。

また、これらとは別に、障がいのある人の「親亡き後」に備えるとともに、緊急時の迅速・確実な相談支援を実施するなど、地域における生活の安心感を担保する機能を備える地域生活支援拠点について、令和3年度に整備することを目指して整備検討会議の検討結果や自立支援協議会の意見等を参考にしながら、検討を進めている。

VIII ひとにやさしいまちづくりの推進

【指標】障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合

実績（H25）	実績（H29）	評価	目標（R6）
27.2%	29.6%	△	40.0%

平成25年度に27.2%だった外出時に特に困難を感じない人の割合は、平成29年度では29.6%と僅かに増加している。これは、市が進める公共施設のバリアフリー※化に加え、「ユニバーサルデザイン※」や「心のバリアフリー※」といった、障がいの有無によらず、全ての人が暮らしやすいまちづくりを目指す考え方が、少しずつ普及しているもののわずかに留まっている。

IX 墓なしの安全・安心の確保

【指標】障がい者福祉避難所の数

実績（H25）	実績（H29）	評価	目標（R6）
7箇所	8箇所	△	15箇所

平成25年度までに協定を結んでいた7箇所の避難所に1箇所を加え、現在は8箇所の事業所等が福祉避難所となっている。

今後とも、市が進めている要援護者の把握とともに、真に必要な避難所数の確保に努めることとしている。

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

【指標】障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことが「まったくない」と答えた人の割合

実績（H25）	実績（H29）	評価	目標（R6）
50.2%	22.9%	×	60%

平成25年度に実施したアンケートでは、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことが「ほとんどない」という選択肢を設けていなかった（「よくある」、「ときどきある」、「まったくない」の三択一）が、平成29年度においては、障がい者の意識をより細かに知るために、「ほとんどない」の選択肢を設けた（「よくある」、「ときどきある」、「ほとんどない」、「まったくない」の四択一）ものである。

その結果として、平成25年当時に「差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことが」「まったくない」、「時々ある」と答えた人の何割かは平成29年時には「ほとんどない」に回答を変えたことが類推され、結果として、指標としていた「まったくない」と回答した人は半数以下へと減少する結果となった。

市は、いずれにせよ障がいのある人が「差別を受けたり、嫌な思いをしたりすること」が「まったくない」社会を目指すものであり、今後においても、計画策定当初に定めた目標値を掲げ、一層の障がい者理解、差別解消に向けた堅実な啓発活動を推進する。

【指標】市民後見人の登録人数

実績（H25）	実績（H29）	評価	目標（R6）
0人	0人	×	50人

市民後見人の登録については、平成31年3月に市民後見人養成講座修了者に対し登録の呼びか

けを行い、25人の登録があったところである。

今後は市が裁判所からの依頼に応じて後見人を推薦する予定であるため、市民後見人の活動の場が増えるものと見込まれる。

指標をもとに評価を行い施策の見直しを行いました。

計画の目標：(1) お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅰ 障がい者理解の促進	1 啓発広報	1	広報等の媒体を利用した啓発	「ウェブもりおか」、「広報もりおか」等の活用
		2	パンフレットの作成、配布	障がいや障がい者差別解消など障がい施策に関する理解・普及パンフレットの作成、配布
		3	障がい疑似体験の実施	学校・企業等における障がい疑似体験による障がい理解の促進・社協事業との共催等検討
		4	出前講座の実施	障がいのある人や障がいについて、講座形式での周知の実施
		5	障がいをテーマとした講話会等の開催	フォーラム開催完了。 事業規模を変更しての啓蒙・交流事業の継続実施
		6	芸術文化活動の発表の場の確保	盛岡市障がい者芸術文化祭の開催・充実
	2 福祉教育の推進	7	集団保育による交流促進	集団保育による障がい児の保育の充実
		8	児童生徒の障がい者理解の促進	福祉施設等での体験学習や交流会の実施
		9	高齢者のための障がい福祉理解の促進	老人大学での障がい福祉等講座内容の充実
		10	生涯教育による理解の促進	障がいのある人へ配慮した生涯学習講座の開催
	3 ボランティア活動の支援	11	小・中学生や市民のボランティアの意識啓発	障がいのある人との交流の場や障がい福祉についての講座の実施
		12	ボランティア団体との情報交換の実施	ボランティア連絡協議会との定期的な情報交換会の開催
		13	手話講座開設等の意思疎通支援の充実	意思疎通支援の手話講座、手話奉仕員養成講座等の開催
Ⅱ 相談支援体制の充実	1 相談支援体制の整備	14	相談窓口の充実	一般相談の支援体制の拡充及び相談支援事業者との連携強化
		15	相談支援事業所※の利用促進	相談支援事業者の利用について、利用者やサービス提供事業者への働きかけの実施
		16	基幹相談支援センター※の機能強化	基幹相談支援センター※の支援体制の拡充
		17	相談支援専門員※・事業者相互のネットワーク形成支援	相談支援専門員※、事業者間の情報交換や連携を促進
		18	相談支援専門員※の育成や資質向上のための支援	相談支援専門員※、事業者に対する最新情報の提供

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
1	継続		広報広報課
2	継続		
3	拡充	市社会福祉協議会が実施しているキャップハンディ事業との連携を更に進めていく。	盛岡市社会福祉協議会
4	継続		教委 中央公民館
5	継続	市自立支援協議会における、啓発・交流事業は継続実施が必要であるという意見と市の意見との合致。	
6	拡充	事業を継続して実施しながら関係課との連携による内容の充実を図る必要がある。	文化国際課
7	継続		子育てあんしん課
8	継続		学校教育課
9	継続		長寿社会課
10	継続		生涯学習課・各区公民館
11	継続		盛岡市社会福祉協議会
12	継続		盛岡市社会福祉協議会
13	継続		
14	継続	文言整理のみ。内容変更なし	
15	継続	計画相談支援体制の充実（継続）を17と18に記載し、利用促進について記載した。	
16	拡充	社会福祉審議会※、障がい者団体懇談会における、行政は相談員の資質向上のため手立てを打つべきという意見と市の考え方の合致。	
17	拡充	社会福祉審議会※、障がい者団体懇談会における、行政は相談員の資質向上のため手立てを打つべきという意見と市の考え方の合致。	
18	拡充	社会福祉審議会※、障がい者団体懇談会における、行政は相談員の資質向上のため手立てを打つべきという意見と市の考え方の合致。	

計画の目標：(1) お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

基本 施策	施 策	No	取組内容	取組方法
Ⅰ 保健・医療の充実	1 疾病予防と早期発見・療育※	19	乳幼児総合診査の推進と診査後の受入体制の充実	乳幼児健康診査などによる障がいの早期発見と相談支援及び受入体制の充実
		20	保健指導の推進	飲酒や喫煙による胎児への影響など健康意識の啓発
		21	感染症予防の推進	結核や各種感染症に対する予防意識の普及啓発と接種を奨励
	2 精神保健施策の推進	22	精神障がい者に対する正しい理解の促進	心の病気や精神障がい者に対する正しい理解の促進と情報の提供
		23	地区精神保健活動の充実	心の健康に関する相談や健康教育の実施と訪問指導等による支援の実施
		24	心の健康に関する相談・支援体制の充実	専門医による精神保健福祉相談の開設と相談・支援体制の充実
		25	社会復帰及び自立と社会参加への支援の充実	社会復帰や自立生活への支援と家族教室の開催 精神保健ボランティアの育成 精神科病院の退院患者等への自立生活支援や就労支援の充実
	3 障害※対策の推進	26	精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制※の構築	地域における包括的な支援体制の構築推進
		27	在宅療養の支援及び情報提供・相談支援の実施	講演会や交流会の開催や相談対応の充実
		28	居宅生活支援による自立と社会参加の促進	障がい福祉サービスの利用による支援の実施
	4 在宅医療※の充実	29	要支援患者への保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供	保健・医療・福祉の実施機関の連携による家族も含めた在宅療養の充実
		30	医療機関、訪問看護ステーション等による訪問医療、訪問看護の充実	医療的ケアの必要な障がいのある人への在宅ケアの支援体制の充実
		31	保健・医療・福祉の連携による支援の推進	保健・医療・福祉の連携による生活の質の向上

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
19	継続	医師会からの意見を受け、受け入れ施設の支援員を対象とする研修を行っていく。	母子健康課
20	継続		健康増進課・母子健康課
21	継続		保健予防課
22	継続		保健予防課
23	継続		保健予防課
24	継続		保健予防課
25	継続		保健予防課
26	新規	精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域における包括的な支援体制の構築を図る必要性の認識。	
27	継続		保健予防課
28	継続		保健予防課
29	継続		保健予防課
30	継続		
31	継続		

計画の目標：（1）お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅳ 教育・療育の充実	1 療育※の充実	32	母子通園事業の充実	障がい理解と親子のかかわり方の技術的指導等の相談・助言の継続的な実施
		33	障がい児通所事業（ひまわり学園）の充実と在り方の見直し	障がいの早期発見、早期支援に取り組むことができる機能を強化するための支援の実施
		34	おもちゃ図書館事業の推進	障がい児の発達支援と交流の場として継続実施
		35	医療的ケア児に関する協議の場の設置	協議の場の設置
		36	ペアレントトレーニング※の充実	保護者の障がい児への関わり方の支援の実施
		37	障がい児保育・障がい児教育の理解の促進	保育所・幼稚園の障がい児受け入れ体制の充実
		38	関係機関の連携による相談・支援体制の充実	相談窓口・支援体制の構築
	2 教育の充実	39	教育相談等資料の活用	教育相談や特別支援学級等の参観等資料の活用による相談機関への情報提供の実施
		40	教育相談の充実	教育相談や学校教育の理解の場の設定及び教育期のニーズに応える学びの場の設置に係る保護者との合意形成の推進
		41	「就学支援シート」の作成・活用	就学後の生活や学習の円滑化を図るための「就学支援シート」の作成と活用
		42	相談体制の充実	特別支援教育※の体制整備、特別支援教育※コーディネーター※の研修、専門家チームによる巡回相談等の各校支援
		43	地域資源を活用した指導・支援の充実	福祉・医療等との連携による教員研修の実施や訪問支援、及び特別支援教育※推進による児童・生徒への指導・支援の充実
	3 生涯学習の充実	44	進路・就労支援の充実	福祉・労働等の関係機関と連携による小学校、中学校、高等学校等の各校の進路担当の進路・就労支援の充実
		45	盛岡市障がい児教育推進協議会の充実	盛岡市障害児教育推進協議会の実践交流や研修等による特別支援教育※について理解・啓発の推進
		46	交流及び共同学習の推進	「交流箱」を活用した特別支援学校生と在籍居住地小中学校生との交流及び共同学習の推進
	47		学びの循環推進事業（出前講座）の活用	講座形式による教養・福祉制度の理解等の学習機会の充実

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
32	継続		
33	拡充	市自立支援協議会での意見と市の意見の合致。	
34	継続		
35	新規	医療的ケア児が適切に支援を受かられるために、関係機関による連携を図る。	
36	継続		
37	継続		子育てあんしん課 学校教育課
38	継続		
39	継続		学校教育課
40	継続		学校教育課
41	継続		学校教育課
42	継続	文言整理のみ。変更なし	学校教育課
43	継続	文言整理のみ。変更なし	学校教育課
44	継続	文言整理のみ。変更なし	学校教育課
45	継続		学校教育課
46	継続		学校教育課
47	継続		中央公民館

計画の目標：(2) 社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
△社会参加・交流の促進	1社会参加のための支援	48	同行援護※の派遣や身体障害者補助犬※の給付	同左
		49	手話通訳者※・要約筆記※者による聴覚障がい者のコミュニケーション支援	同左
		50	障がいのある人の生活訓練のための講座の開催	同左
		51	重度障がい者等への移動支援のためのタクシー・ガソリン券助成	同左
		52	重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施	同左
		53	身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成	同左
		54	リフト付福祉バスの利用促進	利用団体の減少による事業廃止
		54	公共交通機関による障がい者割引制度の充実	精神保健福祉手帳※による運賃割引適用の実現
		55	精神障がい者が障害福祉サービス提供事業所に通所する交通費の一部助成	同左
		56	障がい者福祉施設利用による社会参加への支援	身障センター機能
△社会参加・交流の促進	2スポーツ・文化活動の推進	57	盛岡市障がい者スポーツ大会への参加者の増大と市民との交流の活発化	種目の増加とボランティア拡充
		58	スポーツ活動の推進	障がい者スポーツ指導員との連携によるスポーツ環境の提供
		59	盛岡市障がい者芸術文化祭の出展参加者、規模の拡大	出展団体の拡大
		60	芸術文化活動の推進	作品等の発表の機会の確保
	3地域活動の推進	61	障がいのある人の地域活動への参加の促進	市社会福祉協議会や地区福祉推進会、町内会等との連携による参加しやすい地域活動の推進
		62	障がいのある人についての理解の拡大	講座等による地域住民への障がい理解の促進

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
48	一部廃止 継続	民間事業者の増加により、直営事業を廃止した。	
49	継続		
50	継続		
51	継続		
52	継続		
53	継続		
54	廃止	利用団体の減少により事業を廃止する。	
54	継続		
55	継続		
56	継続		
57	継続	事業を継続して実施しながら内容の充実を図る必要がある。	
58	継続		スポーツ推進課
59	継続	事業を継続して実施しながら関係課との連携による内容の充実を図る必要がある。	文化国際室
60	継続	事業を継続して実施しながら関係課との連携による内容の充実を図る必要がある。	文化国際室
61	継続		地域福祉課 盛岡市社会福祉協議会
62	継続		中央公民館

計画の目標：(2) 社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
IV 就労・経済的自立への支援の充実	1 就労への支援	63	盛岡広域障害者自立支援協議会※ 就労支援分科会との連携	企業への障がい者雇用の意向調査セミナーの実施
		64	就業相談の充実	公共職業安定所※等との連携による就労相談の充実
		65	就業定着への支援	ジョブコーチ※の積極活用による就労定着支援の実施
		66	自営業者等に対する支援	マッサージ技術習得等の情報提供の実施
		67	福祉的就労※事業所への支援	障がい者福祉施設の整備促進や地域生活支援センターⅢ型事業者への福祉サービス移行支援の実施
		67	工賃アップに向けた支援の充実	市庁舎内での福祉事業所販売訓練事業「ふれあい広場」の実施
		69	農福連携※の推進	県社会福祉協議会との連携による農福連携※の支援
		70	物品等の優先調達の推進	障がい者施設からの物品等の調達の推進
		71	障がい者雇用に関する啓発の推進	公共職業安定所※等との連携による障がい者雇用の理解促進の充実
	2 経済的支援 の充実	72	障害年金制度、特別障害者手当等の制度の周知徹底	手帳交付時における各種手当の制度説明の徹底 障害年金制度の周知・理解の推進 年金担当課等との連携の推進

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
63	継続		
64	継続		盛岡公共職業安定所※
65	継続		
66	継続		
67	継続		
68	継続		
69	新規	障がい者の就労機会を拡大し、生きがいづくりの場とするよう農福連携※を検討していく。	農政課
70	継続		
71	継続		盛岡公共職業安定所※
72	継続		医療助成年金課

計画の目標：(2) 社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
障がい福祉サービスの充実	1 障がい福祉サービスの充実	73	訪問系サービス提供の推進	ホームヘルプ※、行動援護等サービスの推進
		74	日中活動系サービス提供の推進	就労継続事業所、生活介護※事業所等への通所サービスの推進
		75	居住系サービス提供の推進	グループホーム※、短期入所※等サービスの充実
		76	補装具※給付の推進	制度の有効活用の推進
		77	地域移行・地域定着支援の推進	施設入所者や精神科入院患者の地域移行・在宅生活の定着の推進
		78	地域生活支援拠点の整備	自立支援協議会における整備検討会議の検討結果等を踏まえ、地域の実情に合った拠点整備の推進
		79	相談支援事業	相談支援事業の充実
		80	コミュニケーション支援事業	手話通訳等意思疇通支援の充実
		81	移動支援事業	移動支援事業利用の推進
		82	地域活動支援センター事業	地域生活支援事業の充実
		83	訪問入浴サービス	訪問入浴サービス利用の推進
		84	日中一時支援事業	日中一時支援事業利用の推進
		85	日常生活用具※の給付	日常生活用具※の給付周知と品目の充実
		86	成年後見制度※	成年後見制度※の一層の活用と市長申立ての充実
	2 障がい児支援の充実	87	児童発達支援	児童発達支援センターによる支援の充実
		88	放課後等デイサービス※	放課後等デイサービス※の充実
		89	保育所等訪問支援	障がい児発達支援センター等による訪問指導支援の充実
		90	肢体不自由※児通所医療	医療の提供を要する障がい児への支援の充実
		91	障がい児相談支援	相談支援事業者の充実
		92	障がい児個別支援ファイルの活用	一貫した支援を可能にする個別支援ファイルの活用
応 3 苦情 対	93	相談体制の充実	関係機関との連携による、苦情相談に対する適切かつ迅速な問題解決体制の充実	

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
73	継続		
74	継続		
75	継続		
76	継続		
77	継続		
78	新規	障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支える仕組みづくりを図る必要がある。	
79	継続		
80	継続		
81	継続		
82	継続		
83	継続		
84	継続		
85	継続		
86	継続		長寿社会課
87	継続		
88	継続		
89	継続		
90	継続		
91	継続		
92	継続		
93	継続		

計画の目標：(3) 自分らしく安心して暮らせる生活の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅲ ひとりにまつわるの促進	1施設等のBFの推進	94	ユニバーサルデザイン※の促進・意識啓発	商工団体と連携した意識啓発の実施
		95	交通機関・道路のバリアフリー※の推進	駅やバスターミナル等におけるバリアフリー※化の促進
		96	公共施設・公共空間等のバリアフリー※の推進	公的施設や公園等への車椅子トイレの設置や段差の解消等の推進
	2情報BFの推進	97	情報バリアフリー※の普及啓発	声の広報の発行、音声出力対応HPの作成
		98	点字・声の広報、ホームページによる広報活動の推進	同左
		99	手話講座開催等の意思疎通支援の充実	意思疎通支援の手話講座、手話奉仕員養成講座等の開催
		100	ICT※機器を活用したコミュニケーション支援	市HPの音声読み上げや携帯端末機器への対応
Ⅳ 暮らしの安全・安心の確保	1災害発生時の支援体制の充実	101	避難行動要支援者名簿※登録者の支援体制の整備	避難行動要支援者名簿※への登録に係る、制度の理解を含めた周知の実施
		102	障がい特性に対応した福祉避難所の確保	障がい特性によって選べる避難所の確保
		103	障がい者避難所環境の計画的整備	同左
		104	災害発生時サービス利用体制の構築	災害発生時でも提供可能な福祉サービス提供体制の整備
	2消費生活問題の防止と支援体制充実	105	障がいのある人や相談支援事業者等との消費問題についての情報共有	盛岡市消費生活センターからの情報収集と啓発
		106	迅速な対応のできる支援体制の強化	関係機関との連携ネットワークづくり

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
94	継続		経済企画課
95	継続		交通政策課・道路管理課
96	継続		
97	継続		広聴広報課
98	継続		広聴広報課
99	継続		
100	継続		広聴広報課
101	継続		地域福祉課
102	継続		地域福祉課
103	継続		地域福祉課
104	継続		
105	継続		盛岡市消費生活センター
106	継続		盛岡市消費生活センター

計画の目標：(3) 自分らしく安心して暮らせる生活の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
× 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進	1 差別解消の推進	107	地域や企業における障がいへの理解促進	商工団体や町内会等と連携し、制度の理解・定着についての説明会の実施
		108	障がいなどを示すシンボルマークの周知	ヘルプマーク等の周知・普及推進
		109	障害者差別解消法※での制度内容の周知及び理解の促進	市広報媒体や出前講座等説明会を利用した制度の理解・定着の周知
		110	盛岡市職員対応ガイドラインの周知徹底	同左
		111	市の率先した合理的配慮への取組み	庁内における取組組織の設置
		112	市の相談体制の強化	障がい者福祉司や保健師等による相談体制の強化
	2 障がい者の権利擁護	113	成年後見制度※等の周知・啓発の推進	日常生活自立支援事業※との役割を整理。親族・関係者等への成年後見制度※の説明会の開催による理解・利用の促進
		114	市民・法人後見人育成の支援	不足している後見人を養成するための市民後見人講座の開催
		115	障がい者虐待防止に関する事業の推進	盛岡市障がい者虐待防止相談窓口による適切な対応の実施
		116	高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化	関係部署及び機関との連携による対応体制の充実

No	検討結果	変更等の理由・経緯	連携すべき他課等
107	継続		
108	継続		
109	継続		
110	継続	盛岡市職員の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領策定済み	職員課
111	継続	盛岡市職員の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領策定済み	
112	継続		
113	継続		長寿社会課
114	継続		長寿社会課
115	継続		
116	継続		

各論の見直し箇所について新旧対照表を作成しました。

I 障がい者理解の促進

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P9L1	<p>現状と課題</p> <p>障がいのある人が地域社会の中で生活していくためには、地域に暮らす住民の一人一人が障がいについて十分に理解をし、障がいのある人への配慮を行うことが必要です。</p>	<p>現状と課題</p> <p>障がいのある人が地域社会の中で生活していくためには、地域に暮らす住民の一人一人が障がいについて十分に理解をし、障がいのある人への配慮を行うことが必要です。</p>
P9L4 ① ②	<p>障がい者の暮らしについてのアンケート調査の結果では、障がいがあることで差別を受けたことや、いやな思いをした<u>こと</u>があるという回答中、「よくある」と「時々ある」はそれぞれ2.2ポイント、10.4ポイント減少するなど改善されているほか、平成25年度調査時の「全くない」に相当する「ほとんどない」「全くない」の合計も11.1ポイント増加しています。それでも「よくある」「時々ある」と答える人が26.7%と全体の4分の1を超えることから、いまだに障がいのある人に対する偏見や誤解は無くなってはいないと言えます（表1）。</p>	<p>障がい者の暮らしについてのアンケート調査の結果では、障がいがあることで差別を受けたことや、いやな思いをした<u>とい</u>う回答中、「よくある」と「全くない」は若干改善されていますが、「時々ある」は増加しており、いまだに障がいのある人に対する偏見や誤解があると思われます（表1）。特に発達障がい※者の場合、「よくある」と感じる割合が他の障がいのある人の<u>2倍以上</u>となっています。</p>
P9L11 ③	<p>また、障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査（以下「障がい者市民意識調査」という）では、日常生活において障がいのある人と接する機会が「ほとんどない」という回答が44.4%と前回調査時よりも増加しており、障がい者と接する機会は少ない状況にあります（表2）。</p>	<p>また、障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査（以下「障がい者市民意識調査」という）では、日常生活において障がいのある人と接する機会が「ほとんどない」という回答が42.1%であり、前回調査時よりは減少したものの、障がい者と接する機会が少ない状態にあります（表2）。</p>
変更箇所と事由		
① 文言の整理「～したことや、～したことがある。」 ② アンケートの分析結果による数値の更新と分析の変更。 ③ ②に同じ。		

箇所	新	旧
P9L15 ④ ⑤	障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解を深めるためには、一層の理解・啓発活動や、相互交流の機会の増加に取り組む必要があります。	障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解を深めるため、一層の理解・啓発活動に取り組む必要があります。
P9L17 ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	障がい者市民意識調査では、障がいに対する理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要であるとする人が最も多く、続いて「障がい者が地域で生活できるように環境整備を図ること」、「日常生活で障がい者と接する機会が多くなること」などが挙げられました（表3）。	障がい者市民意識調査では、障がいに対する理解を得るために、「学校での福祉教育の充実」や「障がいのある人が生活できるよう環境整備を図る」、「日常生活で障がい者と接する機会が多くなること」が必要ご回答がありました（表3）。
⑩⑪ ⑫	また、障がい者団体等との懇談においても、やはり、児童・生徒と実際に交流しながらの福祉教育の充実を求める意見が多く聞かれました。	障がいや障がいのある人の理解には特に福祉教育が重要とされており、継続した取り組みが必要です。
⑩⑪ ⑫	障がいや障がいのある人の理解が進むと、理解者として障がいのある人との関係の中でボランティア活動からの関わりへの展開がみられます。障がい者市民意識調査では、障がい者福祉への関心について「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」と回答した人を合わせると62.9%と高い割合で関心がもたれています（表4）。	障がいや障がいのある人の理解が進むと、理解者として障がいのある人との関係の中でボランティア活動からの関わりへの展開がみられます。障がい者市民意識調査では、障がい者福祉への関心について「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」と回答した人を合わせると63.5%と高い割合で関心がもたれています（表4）。
変更箇所と事由		
④ 文言の整理 ⑤ 懇談会での意見「障がい者と接点を持つ教育を進めることが必要」から。 ⑥ 文言の整理 ⑦ アンケートの分析結果による。 ⑧ 文言の整理 ⑨ 懇談会での意見「障がい者と接点を持つ教育を進めることが必要」から。 ⑩ 文言の整理（送り仮名更正） ⑪ アンケートの分析結果による数値の更新。 ⑫ 現状の反映（国体の終了）		

箇所	新	旧
P10	<p>施策の方向</p> <p>1 啓発広報 障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、生きる地域社会を目指すには、障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深めることが必要であり、広報等の情報媒体の活用や、障がい擬似体験等を通じて障がいのある人の立場を少しでも理解できるよう障がい者差別解消に向けた啓発活動に努めます。</p> <p>2 福祉教育の推進 全ての世代において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための教育や、障がいのある人との交流を図るとともに、地域社会や就労先においても、障がいのある人が活動しやすい環境に配慮できるよう福祉に関する学習の機会を作ります。</p> <p>3 ボランティア活動への支援 障がいのある人が地域活動へ参加するため、点訳※・朗読・手話・要約筆記※等の活動に関する市民の理解と関心を深めるとともに、これらのボランティアの育成を図ります。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 啓発広報 障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、生きる地域社会を目指すには、障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深めることが必要であり、広報等の情報媒体の活用や、障がい擬似体験等を通じて障がいのある人の立場を少しでも理解できるよう障がい者差別解消に向けた啓発活動に努めます。</p> <p>2 福祉教育の推進 全ての世代において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための教育や、障がいのある人との交流を図るとともに、地域社会や就労先においても、障がいのある人が活動しやすい環境に配慮できるよう福祉に関する学習の機会を作ります。</p> <p>3 ボランティア活動への支援 障がいのある人が地域活動へ参加するため、点訳※・朗読・手話・要約筆記※等の活動に関する市民の理解と関心を深めるとともに、これらのボランティアの育成を図ります。</p>
P11		

II 相談支援体制の充実

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P12L1 ①	<p>現状と課題</p> <p>障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、<u>その抱えている不安をいかに解消しうるかが大切になります。障がいのある人とその家族が抱いている不安は、障がい者の暮らしについてのアンケート結果によると「健康」や「経済的なこと」についてとの回答が多く寄せられていますが、主な相談相手は家族や友人といった割合が高く、不安解消につながる適切な情報提供や助言、医療・教育・福祉等関係機関との調整を図る専門性の高い相談支援専門員※の利用の割合が低くなっています（表5・表6）。</u></p>	<p>現状と課題</p> <p>障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、<u>抱えている不安の解消が大切です。障がいのある人とその家族が抱いている不安は、障がい者の暮らしについてのアンケート結果によると「健康」や「経済的なこと」についてとの回答が多く寄せられていますが、主な相談相手は家族や友人といった割合が高く、不安解消につながる適切な情報提供や助言、医療・教育・福祉等関係機関との調整を図る専門性の高い相談支援専門員※の利用の割合が低くなっています（表5・表6）。</u></p>
P12L7 ②	<p>盛岡市の障がいのある人の一般相談支援業務については、<u>4団体に委託しております</u>、障害者総合支援法※では、全ての障がい福祉サービスの利用者について、平成27年（2015年）4月からサービス等利用計画の作成が義務付けられています。</p>	<p>盛岡市の障がいのある人の一般相談支援業務については、<u>盛岡広域圏8市町共同で、5団体に委託していますが</u>、障害者総合支援法※では、全ての障がい福祉サービスの利用者について、平成27年（2015年）4月からサービス等利用計画の作成が義務付けられています。</p>
P12L10 ③	<p>このサービス等利用計画を作成する相談支援専門員※へのニーズが急増している一方で、<u>従事者不足や家族の意向等もあって、実際の利用計画は未だセルフプラン※（主に家族作成）の割合が高い状況にあります。</u></p>	<p>このサービス等利用計画を作成する相談支援専門員※へのニーズは急増しており、<u>従事者不足からサービス等利用計画の作成は、セルフプラン※の割合が高くなっています。</u></p>
変更箇所と事由		
① 文言の整理 ② 現状の反映による。 ③ ②に同じ。		

箇所	新	旧
P12L13④ ⑤	<p>このような状況から、一般相談を含めた相談支援体制の整備や市内の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センター※の機能強化が求められています。</p> <p>また相談支援事業所※については、障がい者団体等から、役割の範囲が分かりにくいとの声があることから、相談支援事業所※が担うべき支援のあり方について検討していく必要があります。併せて、相談支援事業所※相互や他の関係機関との連携、相談支援専門員※の育成や、個々の専門員のスキル向上に資する取組を進めていく必要があります。</p>	<p>このような状況から、一般相談を含めた相談支援体制の整備や市内の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センター※の整備が求められています。</p> <p>また、新しく活動を始めた専門員も多いことから相談支援事業所※相互又は関係機関との連携について、スキルの向上などの積み上げが課題となっています。</p>
変更箇所と事由		
④ 文言の整理 ⑤ 憇談会での意見「行政は相談員の資質向上のため手立てを打つべき」による。		

箇所	新	旧
P13L1 ①	<p>施策の方向</p> <p>相談支援体制の整備</p> <p>障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう、障がいのある人の抱える問題等について、いつでも気軽に相談できるような相談支援体制の整備を図ります。</p> <p>市は、平成29年度に基幹相談支援センター※（1箇所）を設置しましたが、より多くの相談を支援につなげていくため、増設を念頭に、機能強化に向け検討を進めてまいります。また相談支援事業所※がより身近な相談相手となり、有効な支援策に結び付けていけるよう、一般相談支援事業所※も含め事業者相互のネットワーク形成の推進、相談支援専門員※の育成と資質向上につながる取組を行います。</p>	<p>施策の方向</p> <p>相談支援体制の整備</p> <p>障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう、障がいのある人の抱える問題等について、いつでも気軽に相談できるような相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援専門員※の問題対応能力の向上につながる取組を行います。また、新しく活動を始めた専門員も多いことから相談支援事業所※相互又は関係機関との連携について、スキルの向上などの積み上げが課題となっています。</p>
変更箇所と事由		
① 取組内容（別表）の修正（文言整理、拡充）に対応したもの。		

III 保健・医療の充実

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P14L1	<p>現状と課題</p> <p>医療の高度化に伴い、さまざまな種類の疾病や障がいの程度がより的確に診断できるようになった一方で、障がいのある人や家族にとって必要な疾病や障がいに対する正しい知識を選択することができず、必要な支援を受けられないでいるケースがあります。</p> <p>乳幼児等の場合は、障がいの早期発見と早期療育※が求められており、乳幼児健康診査体制の充実や乳幼児と保護者への適切な支援、療育※に携わる専門スタッフとの連携を強化した療育※体制の充実が課題となっています。</p> <p>成人の場合は、市民一人一人が、「自分の健康は自分で守る」という認識を持って健康づくりに取り組むことが大切であり、障がいの原因となる脳血管疾患などの生活習慣病※の発症を予防し、健康状態の維持や重症化予防に努めるよう取り組んでいく必要があります。また、在宅の障がいのある人に対しても、分かりやすい保健・医療・福祉情報の提供が求められます。</p> <p>次に、平成20年4月の中核市への移行に伴い、県から精神保健業務及び難病※対策業務の一部が移管されました。精神保健業務では、精神障がい者が地域で自立して生活するための支援体制が求められています。併せて精神障がい者に対する正しい理解の促進と、市民の心の健康づくりに関する知識の普及、啓発も課題となっています。</p>	<p>現状と課題</p> <p>医療の高度化に伴い、さまざまな種類の疾病や障がいの程度がより的確に診断できるようになった一方で、障がいのある人や家族にとって必要な疾病や障がいに対する正しい知識を選択することができず、必要な支援を受けられないでいるケースがあります。</p> <p>乳幼児等の場合は、障がいの早期発見と早期療育※が求められており、乳幼児健康診査体制の充実や乳幼児と保護者への適切な支援、療育※に携わる専門スタッフとの連携を強化した療育※体制の充実が課題となっています。</p> <p>成人の場合は、市民一人一人が、「自分の健康は自分で守る」という認識を持って健康づくりに取り組むことが大切であり、障がいの原因となる脳血管疾患などの生活習慣病※の発症を予防し、健康状態の維持や重症化予防に努めるよう取り組んでいく必要があります。また、在宅の障がいのある人に対しても、分かりやすい保健・医療・福祉情報の提供が求められます。</p> <p>次に、平成20年4月の中核市への移行に伴い、県から精神保健業務及び難病※対策業務の一部が移管されました。精神保健業務では、精神障がい者が地域で自立して生活するための支援体制が求められています。併せて精神障がい者に対する正しい理解の促進と、市民の心の健康づくりに関する知識の普及、啓発も課題となっています。</p>

箇所	新	旧
P14L16①	<p><u>難病※対策業務では、難病※患者に関する特定医療費(指定難病※)受給者証交付者数が、平成28年度までは年々増加する傾向にありましたが、令和元年には指定難病※が333疾患に増えた一方、新しい認定基準に基づき軽症判定で認定外となる方もおり、認定患者数は横ばいとなっています。いずれ、疾病要支援難病※患者や医療依存度の高い在宅難病※患者は今後とも見込まれ、療養上の不安の軽減を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な相談・支援の充実が課題となっています。</u></p> <p>また、障がいのある高齢者の増加や医療を受ける必要性のある人が増加する一方で、一人では通院が困難な障がいのある人が増えており、在宅医療※の対象者が今後も更に増加することが見込まれます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるように関係機関と連携を図り、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供されることが求められています。</p>	<p><u>難病※対策業務では、難病※患者に関する特定疾患医療受給者証交付者数が、年々増加する傾向にあります。さらに、平成27年には指定難病※が約300疾患に増える見直しが予定されており、対象患者数が増加となることが見込まれます。疾病要支援難病※患者や医療依存度の高い在宅難病※患者も多いことから、療養上の不安の軽減を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な相談・支援の充実が課題となっています。</u></p> <p>また、障がいのある高齢者の増加や医療を受ける必要性のある人が増加する一方で、一人では通院が困難な障がいのある人が増えており、在宅医療※の対象者が今後も更に増加することが見込まれます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるように関係機関と連携を図り、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供されることが求められています。</p>
変更箇所と事由		
① 現状の反映（主管課（保健予防課）確認済）による。		

箇所	新	旧
P15 ①	<p>施策の方向</p> <p>1 障がいにつながる疾病の発生予防と早期発見・早期療育* 障がいにつながる脳血管疾患などの生活習慣病*の予防と重症化の予防、障がいの早期発見、身近な地域で適切な療育*やリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療の充実に取り組みます。</p> <p>2 精神保健施策の推進 心の病気は、誰にでも起こり得る病気であり、心の病気や精神障がい者に対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域で自立した生活を送ることができるよう生活支援や就労支援の充実に努めます。 <u>特にも、盛岡広域圏に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するなどして、精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制*の構築を進めます。</u></p> <p>3 難病*対策の推進 難病*に対する市民の正しい理解の促進に努め、難病*患者に対する相談窓口を開設し、情報提供や相談支援を行うことにより、難病*患者の自立と在宅療養の支援を行います。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 障がいにつながる疾病の発生予防と早期発見・早期療育* 障がいにつながる脳血管疾患などの生活習慣病*の予防と重症化の予防、障がいの早期発見、身近な地域で適切な療育*やリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療の充実に取り組みます。</p> <p>2 精神保健施策の推進 心の病気は、誰にでも起こり得る病気であり、心の病気や精神障がい者に対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域で自立した生活を送ることができるよう生活支援や就労支援の充実に努めます。</p> <p>3 難病*対策の推進 難病*に対する市民の正しい理解の促進に努め、難病*患者に対する相談窓口を開設し、情報提供や相談支援を行うことにより、難病*患者の自立と在宅療養の支援を行います。</p>
	変更箇所と事由 ① 課題と対応する取組（26）の明確化のため。	

IV 教育・療育*の充実

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P17L1①	<p>現状と課題</p> <p>障害者基本法*では、<u>障がいのある児童・生徒</u>（以下「<u>障がい児</u>」という。）が、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り<u>障がいのない児童・生徒</u>と共に教育を受けられるよう配慮し、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされています。</p>	<p>現状と課題</p> <p>障害者基本法*では、<u>障がいのある児童・生徒</u>が、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り<u>障がいのない児童・生徒</u>と共に教育を受けられるよう配慮し、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならぬとされています。</p>
P17L5② ③	<p><u>障がい児</u>に対する教育・療育*に当たっては、<u>障がい</u>を早期に発見し、保護者に<u>障がいの認知</u>を促しながら、<u>その子どもの様子</u>に応じて、<u>可能性</u>を最大限に發揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立った指導・支援を行ってきました。</p>	<p><u>障がいのある子ども</u>に対する教育・療育*に当たっては、<u>障がい</u>を早期に発見し、保護者に<u>障がいの認知</u>を促しながら、<u>障がいのある児童・生徒</u>の様子に応じて、<u>可能性</u>を最大限に發揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立った指導・支援を行ってきました。</p>
P17L8 ④	<p>近年、<u>自閉スペクトラム症</u>*などの発達<u>障がい</u>*の<u>ある子ども</u>への指導・支援の必要性が高まってきており、福祉・保健・教育・医療等の各機関が連携した指導・相談支援体制の確立等が求められています。</p>	<p>近年、<u>自閉スペクトラム症</u>*などの発達<u>障がい</u>*の<u>ある児童・生徒</u>への指導・支援の必要性が高まってきており、福祉・保健・教育・医療等の各機関が連携した指導・相談支援体制の確立等が求められています。</p>
変更箇所と事由		
<p>「<u>障がいのある子ども</u>」についての文言の統一について</p> <p>① 「<u>障がいのある児童・生徒</u>」… 引用した法律（障害者基本法*）表現のまま</p> <p>② 「<u>障がい児</u>」…「<u>障がいのある子ども</u>」を「<u>障がい児</u>」と統一。</p> <p>③ 「<u>子ども</u>」…文脈から「<u>子ども</u>」という表現の方が適切と思われる。</p> <p>④ 「<u>子ども</u>」…「<u>発達障がい</u>*の<u>ある子ども</u>」も「<u>障がい児</u>」に含まれる。</p>		

箇所	新	旧
P17L13④	<p>また、障がいのない人々と、さまざまな障がいのある人々とが、学校教育や地域活動などの生涯教育を通して、お互いを理解することも大切となっています。</p> <p>さらに、医療的ケアを要する状態にある障がい児や子どもが、適切な支援を受けられるよう関係機関による連携・協力体制の構築が求められています。</p>	<p>また、障がいのない人がさまざまな障がいのある人々について、学校教育や地域活動などの生涯教育を通して、お互いを理解することも大切となっています。</p>
P17L17⑤	<p><u>なお、児童発達支援センター盛岡市立ひまわり学園について、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画に従い民間譲渡を進めるとともに、発達支援の機能強化等への支援が求められています。</u></p>	<p>なお、児童発達支援センター盛岡市立ひまわり学園は、定員50人で障がい児発達支援事業等を行ってきましたが、毎年定員を超える入園希望があり、全員の受入れが困難な状況となっていることや、<u>施設建設から30年が経過し、施設の老朽化が進んでいくことから、施設整備や運営形態等の検討が求められています。</u></p>
P17L20⑥	<p>(※) 障がいのある児童・生徒（障がい児）とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい*を含む）その他の心身の機能の障がい（難病*等）がある、18歳未満の方を指します。</p>	
変更箇所と事由		
<p>④ 文言の整理 ⑤ 現状の反映による。 ⑥ 障がいのある児童・生徒（障がい児）が指す意味について、注釈を入れた。</p>		

箇所	新	旧
P18L1	<p>施策の方向</p> <p>1 療育※の充実</p> <p>障がいを早期に確認し、保護者に障がい認知・受容を促しながら、<u>障がい児</u>に適した生活・学習指導等を行うことにより、<u>障がい児</u>のもっている可能性を最大限に伸ばすとともに、<u>障がいのない子ども</u>との交流を通して成長を促すよう努めます。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 療育※の充実</p> <p>障がいを早期に確認し、保護者に障がい認知・受容を促しながら、<u>障がいのある児童</u>に適した生活・学習指導等を行うことにより、<u>児童</u>のもっている可能性を最大限に伸ばすとともに、<u>障がいのない児童</u>との交流を通して成長を促すよう努めます。</p>
P18L5 ④	<p>また、障がいの早期発見に努めるとともに、<u>障がい児</u>を抱える保護者等の子育てに関する不安を少しでも取り除く相談・支援体制づくりに努めます。</p>	<p>また、障がいの早期発見に努めるとともに、<u>障がいのある児童</u>を抱える保護者等の子育てに関する不安を少しでも取り除く相談・支援体制づくりに努めます。</p>
P18L7	<p>心身の発達に遅れがある乳幼児に対して、乳幼児総合診査事業・親子教室事業と連携し、保護者への親子のかかわり方や、療育※上の不安解消等を図るよう相談・助言を行い、乳幼児の発達を促します。</p>	<p>心身の発達に遅れがある乳幼児に対して、乳幼児総合診査事業・親子教室事業と連携し、保護者への親子のかかわり方や、療育※上の不安解消等を図るよう相談・助言を行い、乳幼児の発達を促します。</p>
P18L10⑤	<p><u>日常生活を送る上で人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養などの医療行為が必要となる医療的ケア児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、盛岡広域圏における支援関係機関が連携し、情報交換を行う場として、令和2年度に盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会を設置し、有効な支援や協力体制のあり方、課題解決の方法等について、継続的に協議を進めます。</u></p>	
P18L15 ⑥⑦	<p><u>障がい児が、障がいのない子どもと地域で暮らしながら保育所、幼稚園での保育・教育が受けられるよう、関係機関と連携し、職員の理解の促進と専門職員による研修などにより、受入体制の充実に努めます。</u></p>	<p><u>障がいのある子どもが、障がいのない子どもと地域で暮らしながら保育所、幼稚園での保育・教育が受けられるよう、関係機関と連携し、職員の理解の促進と専門職員による研修などにより、受入体制の充実に努めます。</u></p>
	<p>変更箇所と事由</p> <p>①②③④⑥⑦ 定めたルールにより整理。 ⑤ 課題と対応する取組（35）の明確化のため。</p>	

箇所	新	旧
P19L1	<p>2 教育の充実</p> <p>① 障がい児の自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することにより、<u>障がい児が、授業内容を理解し、学習に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことができるような体制づくりに努めます。</u></p>	<p>2 教育の充実</p> <p><u>障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することにより、障がいのある子どもが、授業内容が分かり、学習に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことができるような体制づくりに努めます。</u></p>
P19L5	<p>④ 学校と保護者の共通理解を図るために、<u>子どもの教育的ニーズに即応した事前の情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。</u></p>	<p>学校と保護者の共通理解を図るために、<u>子どもの教育的ニーズに即応した事前の情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。</u></p>
P19L7⑤	<p><u>子どもの様子の変化等を踏まえた学びの場や、適切な指導と必要な支援の検討を行うなど、特別支援教育※の体制整備を図り、特別支援教育※コーディネーター※に対する研修等を実施しながら、継続的な相談・支援の充実に努めます。</u></p> <p><u>また、福祉・医療等との連携による、子どもへの指導・支援、及び労働機関等との連携による進路指導・就労支援の充実を図ります。</u></p> <p>3 生涯教育環境の充実</p> <p>体験学習などを通じて相互理解の促進に努めるとともに、障がいのある人もない人も生涯にわたって受講できる各種講座の開催を推進します。</p>	<p><u>特別支援教育※校内委員会等を設置し、子どもの様子の変化等を踏まえた学びの場や、適切な指導と必要な支援の検討を行うなど、特別支援教育※コーディネーター※などの職員に対する研修を実施しながら、継続的な相談・支援体制の充実に努めます。</u></p> <p>3 生涯教育環境の充実</p> <p>体験学習などを通じて相互理解の促進に努めるとともに、障がいのある人もない人も生涯にわたって受講できる各種講座の開催を推進します。</p>
P19L10⑥	変更箇所と事由	
	<p>①②③④ 定めたルールにより整理。 ⑤⑥ 取組内容のうち（43）（44）について、追加記載。</p>	

V 社会参加・交流の促進

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P21L1 ①②	<p>現状と課題</p> <p><u>市は、障がいのある人が地域の一員として自立して生活していくことが可能な社会を実現するために、手話通訳者※の派遣や、精神障がい者の通所交通費の助成などにより、障がい者の社会経済活動への参加を推進してきました。その結果、障がい者の暮らしについてのアンケート調査によれば、外出を週1回以上すると回答した人は75.4%と、前回調査結果の81.6%には及ばないものの、高い数値となっています（表7）。</u></p> <p><u>一方で、「まったく外出しない」と回答した人は4.1%と前回調査の4.8%から微減しているものの、新設の選択肢である「ほとんど外出しない」と答えた人は4.9%となり、「まったく」あるいは「ほとんど」外出しない人は9.3%と、全体の1割程度に及んでいます（表7）。</u></p>	<p>現状と課題</p> <p><u>障がいのある人が地域の一員として自立した社会を実現するために、ガイドヘルパー※や手話通訳者※の派遣や、精神障がい者の通所交通費の助成などにより、社会経済活動への参加を推進してきました。その結果、障がい者の暮らしについてのアンケートの結果では、外出を週1回以上すると回答した人が81.6%を占めており、</u></p>
P21L6④		<p><u>「まったく外出しない」と回答した人は4.8%と前回調査の11.4%から半減しています（表7）。</u></p>
P21L10⑤	<p><u>市は、盛岡市障がい者スポーツ大会の開催や障がいのある人の作品展など、スポーツ文化活動を推進してきました。その結果、障がいのある人の芸術作品が「ボーダーレスアート※」として国内外で評価され、海外の美術館で展示・紹介される作家も現れています。</u></p>	<p><u>盛岡市障がい者スポーツ大会の開催や障がいのある人の作品展など、スポーツ文化活動を推進してきました。その結果、障がいのある人の芸術作品が「ボーダーレスアート※」として国内外で評価され、海外の美術館で展示・紹介される作家も現れています。</u></p>
変更箇所と事由		
①② 文言整理 ③ アンケート結果の反映による。 ④ アンケート結果の反映による。 ⑤ 文言整理		

箇所	新	旧
P21L14 ⑥	<p>障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、スポーツ・趣味の活動については、「活動している」と回答している人は横ばいであり、「活動していない」人が前回調査の42.4%から21.8%に激減しています。減少した「活動していない」については、主に、「障がいのためできない」人（前回22.4%から28.6%へ増加）と「今後活動したい」人（同8.2%から14.0%に増加）に移行したと考えられ、市には、比較的重い障がいであっても参加可能な活動等について幅広く紹介するなどの取組が求められているものと考えます（表8）。</p>	<p>障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、スポーツ・趣味の活動については、「活動している」と回答している人は微増であり、「障がいのためできない」人は22.4%に半減しています。また、「活動していない」は42.4%に倍増していますが、活動したいと思わない人が含まれていることから、今後の働きかけによっては活動が期待できます（表8）。</p>
P21L21⑦ ⑧	<p>また、障がいのある人の地域活動を促進するために、地域生活支援事業による地域との交流や、障がいのある人への理解促進によって障がいのある人とない人とが気軽に触れ合える、環境づくりによる参加しやすい地域活動を推進してきました。</p> <p>障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、地域の行事への参加について「よく参加している」、「ときどき参加している」人は微減しており、「ほとんど参加していない」、「参加したことがない」人も依然として7割を超えます（表9）。</p>	<p>障がいのある人の地域活動を促進するために、地域生活支援事業による地域との交流や、障がいのある人への理解促進によって障がいのある人とない人とが気軽に触れ合える環境づくりによる参加しやすい地域活動を推進してきました。</p> <p>障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、地域の行事への参加について「よく参加している」、「ときどき参加している」は増加しており、「ほとんど参加していない」、「参加したことがない」は減少していますが、依然として約6割の回答でした（表9）。</p>
⑨	<p>全ての人が、馴染み深い地域の活動に参加していくよう、引き続き取り組む必要があります。</p>	
<p>変更箇所と事由</p>		
	<p>⑥ アンケート結果の反映による。 ⑦ 文言整理 ⑧ アンケート結果の反映による。 ⑨ 現状の反映による。</p>	

箇所	新	旧
P22	<p>施策の方向</p> <p>1 社会参加のための支援</p> <p>障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、障がいの特性に配慮した次の支援を行います。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 社会参加のための支援</p> <p>障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、障がいの特性に配慮した次の支援を行います。</p>
P23	<p>2 スポーツ・文化活動の推進</p> <p>障がいのある人の社会参加と自己実現の可能性を促進するため、スポーツ・芸術文化活動の一層の推進に努めます。</p> <p>①</p> <p><u>なお、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行（平成30年6月）され、地方公共団体は国の基本計画（平成31年3月策定）を勘案して、文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならぬことから、市は「盛岡市芸術文化推進計画」（令和元年6月策定）において、今後取組む事業について検討していくものです。</u></p> <p>3 地域活動の推進</p> <p>障がいのある人が地域の一員として安心して生活するためには、市民がお互いに共に支え合うことが大切であり、障がい特性に合わせた配慮がなされるよう地域や障がい者団体等との連携により、理解を進め、障がいのある人も地域活動に参加しやすくなるように努めます。</p>	<p>2 スポーツ・文化活動の推進</p> <p>障がいのある人の社会参加と自己実現の可能性を促進するため、スポーツ・芸術文化活動の一層の推進に努めます。</p> <p>3 地域活動の推進</p> <p>障がいのある人が地域の一員として安心して生活するためには、市民がお互いに共に支え合うことが大切であり、障がい特性に合わせた配慮がなされるよう地域や障がい者団体等との連携により、理解を進め、障がいのある人も地域活動に参加しやすくなるように努めます。</p>
変更箇所と事由		
<p>① 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行による。</p>		

VI 就労・経済的自立への支援の充実

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P24L1 ①	<p>現状と課題</p> <p>障がい者の社会的・経済的な自立を実現するためには、福祉的就労※のほか、一般就労に向けた取組も必要です。<u>平成30年度には障がい福祉サービス利用から一般就労した後の職場定着を図るための新サービス創設などの制度改正が行われました。</u> <u>また、就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成25年4月（2013年）4月から民間企業における法定雇用率が1.8%から2.0%に、平成30年度にはさらに2.2%へと引き上げられています。</u></p>	<p>現状と課題</p> <p>障がい者の社会的・経済的な自立を実現するためには、福祉的就労※のほか、一般就労に向けた取組も必要<u>であり</u>、</p>
P24L6③ ②	<p><u>盛岡公共職業安定所※管内の障がい者雇用率は、平成25年度の1.74%から、平成29年度には2.12%に上昇しました（表10）。</u></p>	<p><u>就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成25年4月（2013年）4月から民間企業における法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられました。</u></p>
P24L8 ④	<p>また、平成25年の就労支援事業所における工賃は、岩手県の平均が17,960円で県の目標値17,600円を達成していますが、盛岡広域管内の平均工賃は14,816円と低い水準にあり、平成29年度では岩手県の平均工賃は18,982円、盛岡広域管内の平均工賃は16,790円と、いずれも平成28年度の県の目標値19,500円を下回っています。</p>	<p>また、平成25年の就労支援事業所における工賃は、岩手県の平均が17,960円で県の目標値17,600円を達成していますが、盛岡広域管内の平均工賃は14,816円で、まだまだ低い水準にあり、工賃のアップが課題となっています。</p>
	<p>変更箇所と事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現状の反映による。 ② 現状の反映による。 ③ 現状の反映による。 ④ 現状の反映による。 	

箇所	新	旧
P24L12⑤	<p>障がい者の暮らしについてのアンケートから、障がいのある人の就労の状況をみると、平成25年度において、収入を伴う仕事をしている人が全体の26.3%であったものが、平成29年度では23.9%と、就労状況が厳しいものとなっていることを物語る結果となっています（表11）。</p> <p>また、雇用・就労を促進する施策を望む声は、精神障がいを除き減少傾向にあります。しかし、就労支援事業者からの情報などに注視しながら、就労相談の充実を検討するとともに、新たな就労先の確保を図るために、関係機関や団体との連携の推進が求められています（表12）。</p>	<p>障がい者の暮らしについてのアンケートから、障がいのある人の就労の状況をみると、収入を伴う仕事をしている人が380人（26.3%）、仕事をしていない人が606人（41.9%）、未回答が459人（31.8%）となっており、平成20年度（2008年度）に比べて6.4ポイント増えており、5年前に比べて就労系の事業所が増えたことを裏付ける結果となっています（表11）。</p> <p>また、雇用・就労を促進する施策を望む声も依然として高い水準となっておりますが、平成20年の調査と比べると、発達障がい※を除き全障がいで微減となっています（表12）。これは、収入を伴う仕事をしている人が増加したというプラスの側面と、景気低迷による企業の雇用意欲の低下によるマイナスの側面の両方が影響しているものと考えられます。</p> <p>一方で、発達障がい※者が雇用・就労の促進を望む声は、62.1%と高い水準となっており、就労相談の充実が課題となっています。</p>
⑥	<p>変更箇所と事由</p> <p>⑤ アンケート結果の反映による。 ⑥ 現状の反映による。</p>	

箇所	新	旧
P25 ①	<p>施策の方向</p> <p>1 就労への支援 障がいのある人が一人一人の能力・適性に応じた就労の場に就けるよう相談支援活動を充実させるとともに、就労後の職場定着・継続就労を支援します。<u>また、就労支援事業所と農業生産法人等とのマッチングにより、障がい者の適切な就労の場の確保を図ります。</u></p> <p>2 経済的支援の充実 障がいのある人が活用できる経済的支援制度としては、障害年金や各種手当、重度心身障害者医療費等の助成制度があり、制度の周知について徹底を図ります。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 就労への支援 障がいのある人が一人一人の能力・適性に応じた就労の場に就けるよう相談支援活動を充実させるとともに、就労後の職場定着・継続就労を支援します。</p> <p>2 経済的支援の充実 障がいのある人が活用できる経済的支援制度としては、障害年金や各種手当、重度心身障害者医療費等の助成制度があり、制度の周知について徹底を図ります。</p>
変更箇所と事由		
(1) 課題と対応する取組（69）の明確化のため。		

VII 障がい福祉サービスの充実

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P26L1	<p>現状と課題</p> <p>措置制度※から契約制度（支援費制度、障害者総合支援法※）への制度移行に伴い、サービス対象者が拡大され、対象サービスも増えるなど障がい者福祉サービスは飛躍的に充実されてきています。長期にわたって入所施設や入院病棟で生活していた障がいのある人たちの地域移行も進みつつあります。</p>	<p>現状と課題</p> <p>措置制度※から契約制度（支援費制度、障害者総合支援法※）への制度移行に伴い、サービス対象者が拡大され、対象サービスも増えるなど障がい者福祉サービスは飛躍的に充実されてきています。長期にわたって入所施設や入院病棟で生活していた障がいのある人たちの地域移行も進みつつあります。</p>
P26L5①	<p><u>障がい者の暮らしについてのアンケート調査で「今後充実して欲しい」との回答が得られたサービスの中では、訪問系サービスの居宅介護※の割合が最も高く、次いで、居住系サービスである施設入所、短期入所※、共同生活援助（グループホーム※）の順に回答が多くなっており、それぞれの割合もほぼ横ばいと、生活の場の確保に関する要望は依然として多い状況にあります。</u></p>	<p>障がい者の暮らしについてのアンケートでは、充実してほしいサービスとして、グループホーム※（アンケートではケアホーム※とグループホーム※）が14.1%，施設入所8.3%，居宅介護8.2%，短期入所※7.2%の順で回答が多くなっており、生活の場の確保に関するニーズが高いものとなっています。</p>
P26L10	<p><u>日中活動系サービスについては、生活介護※、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実を求める回答が最も多く、割合も増加していることから、より支援度が高い人たちのためのサービスについて、さらに充実を図る必要があると考えられます。またその中で、就労系のサービスについては、要望の割合は全体からみて高くないものの、特に就労継続支援A型※の充実を求める回答が増加しており、自立に向けた就労の機会として、より多くの選択肢が求められているものと考えられます。</u></p>	<p>また、日中活動としては療養介護※6%，生活介護※6%の回答が多くあり（図1）、ニーズを踏まえたサービスの拡充が求められます。</p>
変更箇所と事由		
<p>① アンケートの分析結果による（サービスの系統ごとにやや詳細化）。</p>		

箇所	新	旧
P26L16②	<p><u>障がい児支援サービスについては、特に放課後等デイサービス※の事業所が平成25年度の7箇所から平成29年度は32箇所と大幅に増加したこともあり、要望の割合は比較的少なく、割合も減少しており、引き続き安定したサービスの提供が求められています。</u></p>	
P26L19③	<p><u>他には、重症心身障がい者等、医療的ケアが必要な障がいのある人を受け入れができる事業所が限られていることから、関係機関と協議し、受入事業所の拡大が求められています。</u></p>	<p>特に、重症心身障がい者等医療的ケアが必要な障がいのある人を受け入れができる事業所が限られていることから、関係機関と協議し、受入事業所の拡大が求められています。</p>
P26L22	<p>また、障がい福祉サービスに関する苦情については、各福祉施設にも窓口が設けられているほか、岩手県社会福祉協議会内の岩手県福祉サービス運営適正化委員会が相談・調査、あっせんを行うことになっています。盛岡市においては、事業所の指定権者として指導を行い、苦情等の解決にも取り組んでいます。</p>	<p>また、障がい福祉サービスに関する苦情については、各福祉施設にも窓口が設けられているほか、岩手県社会福祉協議会内の岩手県福祉サービス運営適正化委員会が相談・調査、あっせんを行うことになっています。盛岡市においては、事業所の指定権者として指導を行い、苦情等の解決にも取り組んでいます。</p>
変更箇所と事由		
<p>② アンケートの分析結果による（サービスの系統ごとにやや詳細化）。</p> <p>③ 文言整理</p>		

箇所	新	旧
P27L1 ①	<p>施策の方向</p> <p>1 障がい福祉サービスの充実</p> <p>障害者総合支援法※に基づく障がい福祉サービスの見込量については、盛岡市障がい福祉実施計画で定めることとしますが、<u>共同生活援助（グループホーム※）</u>と短期入所※の充実については、各事業者へ障がいのある人の要望の情報提供を行い、事業実施の助言を行うとともに、療養介護※や生活介護※の実施についても、重症心身障がい者等医療的ケアの必要な障がいのある人の受入事業所を拡大し、サービスの充実を図ります。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 障がい福祉サービスの充実</p> <p>障害者総合支援法※に基づく障がい福祉サービスの見込量については、盛岡市障がい福祉実施計画で定めることとしますが、<u>グループホーム※</u>と短期入所※の充実については、各事業者へ障がいのある人の要望の情報提供を行い、事業実施の助言を行うとともに、療養介護※や生活介護※の実施についても、重症心身障がい者等医療的ケアの必要な障がいのある人の受入事業所を拡大し、サービスの充実を図ります。</p>
P27L8	<p>訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう居宅介護※や同行援護※などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がいのある人のニーズを把握しながら充実に努めます。</p>	<p>訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう居宅介護※や同行援護※などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がいのある人のニーズを把握しながら充実に努めます。</p>
P27L11 ② ③	<p>日中活動系サービスについては、生活介護※や就労継続支援※などの<u>障がい福祉サービス</u>の適正な提供に努めるとともに、<u>日中一時支援事業</u>などの地域生活支援事業についても利用促進を図ります。</p>	<p>日中活動系サービスについては、生活介護※や就労継続支援※などのサービスの適正な提供に努めるとともに、<u>日中一時支援事業</u>などの地域生活支援事業については、在宅障がい者のサービス利用の促進に取り組みます。</p>
P27L14	<p>補装具※や日常生活用具※給付など福祉用具の給付については、利用者の生活の向上が図られるよう適正な支給を実施します。</p>	<p>補装具※や日常生活用具※給付など福祉用具の給付については、利用者の生活の向上が図られるよう適正な支給を実施します。</p>
P27L16	<p>障がいのある人の地域移行・地域定着支援については、関係機関等と連携し、地域生活移行を進めます。</p>	<p>障がいのある人の地域移行・地域定着支援については、関係機関等と連携し、地域生活移行を進めます。</p>
	変更箇所と事由	
	<p>① サービス名称を正式な名称に変更。 ② ③の地域生活支援事業と対比し、国のサービスであるという意味で補筆。 ③ 文言整理</p>	

箇所	新	旧
P27L18④	<p>障がいのある人の「親亡き後」に備えるとともに、緊急時の迅速・確実な相談支援を実施するなど、地域における生活の安心感を担保する機能を備える地域生活支援拠点について、令和3年度に整備することを目指し、整備検討会議の検討結果や自立支援協議会の意見等を参考にしながら、検討を進めます。</p> <p>地域生活支援拠点とは、①緊急時の受け入れ機能、②相談機能、③地域の態勢づくりを行う機能、④体験の機会・場の提供の機能、⑤専門的人材の確保・養成を行う機能、の5つの機能を持つ支援体制です。</p>	
P27L22	<p>また、民生委員や障がいのある人に支援を行っているボランティア、NPO※等について、定期的に情報交換を行い、障がいのある人への支援について市民と行政が協働して取り組みます。</p>	<p>また、民生委員や障がいのある人に支援を行っているボランティア、NPO※等について、定期的に情報交換を行い、障がいのある人への支援について市民と行政が協働して取り組みます。</p>
P28	<p>2 障がい児施策の充実</p> <p>特別な支援を必要とする障がい児等について、保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等ライフステージごとに支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイルを開発し、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう取り組みます。</p>	<p>2 障がい児施策の充実</p> <p>特別な支援を必要とする障がい児等について、保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等ライフステージごとに支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイルを開発し、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう取り組みます。</p>
変更箇所と事由		
(4) 取組内容の追加(78)により、新規記載。		

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P30L1	<p>現状と課題</p> <p>① <u>市は、障がいのある人も障がいのない人も暮らしやすいまちづくりを推進するため、「ユニバーサルデザイン※」や「心のバリアフリー※」など、ハード、ソフトの両面から取り組んでおり、公共性の高い施設を新築などしようとする場合には、指導・助言を行っています。</u></p>	<p>現状と課題</p> <p>市では、障がいのある人も障がいのない人も暮らしやすいまちづくりを推進するため、「ユニバーサルデザイン※」や「心のバリアフリー※」など、ハード、ソフトの両面から取り組んでおり、公共性の高い施設を新築などしようとする場合には、指導・助言を行っています。</p>
P30L6②	<p><u>平成25年度に27.2%だった外出時に特に困難を感じない人の割合は、平成29年度では29.6%に増加しています。これは、市が進める公共施設のバリアフリ化に加え、「ユニバーサルデザイン※」「心のバリアフリー※」といった、障がいの有無によらず、全ての人が暮らしやすいまちづくりを目指す考え方が、少しずつ普及しているがわずかに留まっているものと考えられます。（表13）。</u></p>	
P30L14③	<p><u>また、障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、「外出する際に困ること」について、道路や建物の階段や段差、歩道上の障害物、通行する車の危険性等のほか、重要な交通手段であるタクシーの料金が負担になることや、外出先でのコミュニケーションに困難さを感じるという回答の割合も高く、引き続き多角的、総合的な「ひとにやさしいまちづくり」への取組が必要となっています（表13）。</u></p>	<p><u>また、障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、「外出する際に困ること」について、道路や建物の階段や段差、歩道上の障害物などのほか、交通手段であるタクシー料金の負担や車などに危険を感じている状況であり、外出先でのコミュニケーションの困難性もあるという回答の割合が高く、引き続きひとにやさしいまちづくりの取組が必要となっています（表13）。</u></p>
変更箇所と事由		
<p>① 文言整理 ②③ アンケート結果の反映による。</p>		

箇所	新	旧
P30L19⑥	<u>また、近年の豪雨災害等の頻発を考えれば、避難所のバリアフリー※対応等についても十分に検討する必要があると言えます。</u>	<u>避難所のバリアフリー※については、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災や、平成25年（2013年）に発生した集中豪雨や台風、平成26年（2014年）に発生した山火事の災害の教訓と、障がい者の暮らしについてのアンケート調査から、障がい者への理解不足や福祉避難所における不安を和らげる対応課題などのソフト面の取組も十分に検討する必要があります。</u>
P30L21 ⑦	<u>障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、避難所での生活や医療体制や医薬品の確保等に不安を抱えている人の割合が高く、一方で、頼れる人がそばにいない人や家族・親類等との連絡方法に不安を抱く人の割合は減少しているものの、自分ひとりで動けないという人が微増しており、超高齢・人口減少社会において、災害発生直後に機能する共助体制の構築が今後の課題となっていくものと思われます（表14）。</u>	<u>障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、避難所での生活や医療体制や医薬品の確保等に不安を抱えている人の割合が高く、一方で<u>避難所への移動手段の確保に不安をもつ人や特に不安がない人</u>の割合が減少しており、東日本大震災等の経験から問題をより具体的に意識されるようになったと思われます（表14）。</u>
⑧	<u>また、障がいのある人がさまざまな情報を容易に入手できるよう一人一人の障がい特性に配慮し、スマートフォン等の I C T※（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援を含む情報のバリアフリー※化を推進する必要があります。</u>	<u>また、障がいのある人がさまざまな情報を容易に入手できるよう一人一人の障がい特性に配慮し、スマートフォン等の I T※（情報技術）を活用したコミュニケーション支援を含む情報のバリアフリー※化を推進する必要があります。</u>
変更箇所と事由		
⑥ 文言整理 ⑦ アンケート結果の反映による。 ⑧ 現状の反映による。		

箇所	新	旧
P31 ①	<p>施策の方向</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律やひとにやさしいまちづくり条例などの関連法令との整合を図りながら、ひとにやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>1 施設等のバリアフリー※の推進</p> <p>身近な生活基盤のバリアフリー※の推進については、障がい者が安心して外出できるよう建物の入り口や歩道の段差解消や、視覚障がい者用ブロック等の歩行者空間確保に係る指導・啓発、障がい者トイレの環境整備など施設や道路のバリアフリー※を推進します。</p> <p>2 情報バリアフリー※の推進</p> <p>必要な情報を円滑に取得・利用できるよう情報のバリアフリー※化を推進します。</p> <p><u>市公式ホームページの音声読み上げ機能など、誰にでも分かりやすく情報提供するためのウェブアクセシビリティの向上、バリアフリー※マップの掲載、点字・声の広報による情報提供、手話通訳者※の派遣や育成を通じ、手話を含む意思疎通手段を検証しつつ、ICT※の進展に伴う新しい技術や機器等の利活用により、生活の質の向上を図ります。</u></p>	<p>施策の方向</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律やひとにやさしいまちづくり条例などの関連法令との整合を図りながら、ひとにやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>1 施設等のバリアフリー※の推進</p> <p>身近な生活基盤のバリアフリー※の推進については、障がい者が安心して外出できるよう建物の入り口や歩道の段差解消や、視覚障がい者用ブロック等の歩行者空間確保に係る指導・啓発、障がい者トイレの環境整備など施設や道路のバリアフリー※を推進します。</p> <p>2 情報バリアフリー※の推進</p> <p>必要な情報を円滑に取得・利用できるよう情報のバリアフリー※化を推進します。</p> <p>「ウェブもりおか」の点字や音声による情報提供や、バリアフリー※マップの掲載、手話通訳等の人材育成などの意思疎通支援の充実や、IT※技術の知識の向上と生活の質の向上を図ります。</p>
	<p>変更箇所と事由</p> <p>① 現状及び担当課意見の反映による。</p>	

IX 暮らしの安全・安心の確保

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P33表題①	IX 暮らしの安全・安心の確保	IX 暮らしの安全・安心を確保
P33L1 ② ③	<p>現状と課題</p> <p>平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災や、平成26年(2014年)4月に<u>玉山地域で発生した山火事、全国で毎年のように発生する集中豪雨被害等を教訓として、災害発生時に障がい者が安全に避難し、安心して避難所を利用できるよう、日頃の備えや地域における防災への取組を推進する必要があります。</u></p>	<p>現状と課題</p> <p>平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災や、平成25年(2013年)8月と9月に被災した集中豪雨や台風、平成26年(2014年)4月に発生した山火事を教訓として、発災時に障がい者が安全に避難し、安心して避難所を利用できるよう日頃の備えや地域における防災への取組を推進する必要があります。</p>
P33L6 ④	<p>市では、障がいのある人などが、災害から身を守るために安全な場所へ避難するときに支援を要する人をあらかじめ登録し、発災時に対応する避難行動要支援者名簿※を作成しております。名簿登録した人のうちから、同意した人については、平常時から消防等の避難支援等関係者に情報提供されます。ただし、年間の登録状況は、高齢者を含め<u>4割弱</u>にとどまっており、制度の周知についてなお一層の取組が必要です。</p>	<p>市では、障がいのある人などが、災害から身を守るために安全な場所へ避難するときに支援を要する人をあらかじめ登録し、発災時に対応する避難行動要支援者名簿※を作成しています。この制度は、同意に基づく登録制度であることから、年間の登録状況は、高齢者を含め<u>5割弱</u>にとどまっています。制度の周知についてなお一層の取組が必要です。</p>
P33L10⑤	<p>また、<u>違法で強引な訪問販売や特殊詐欺、浪費等金銭管理問題を発端とした多重債務など多様化する消費者トラブルや犯罪被害について、未然に防ぐ取組を継続して行うとともに、事案発生時の速やかな対応を可能とする関係機関の支援ネットワーク体制を再確認する必要があります。</u></p>	<p>また、<u>一向に減らない訪問販売や振り込め詐欺、浪費等金銭管理問題を発端とした多重債務など多様化する消費者トラブルや犯罪被害について、未然に防ぐ取組と、事案発生時の速やかな対応を可能とする関係機関の支援ネットワーク体制を再確認する必要があります。</u></p>
	変更箇所と事由	
	<p>① 表記の揺れの是正（旧計画書第1章や目次の表記に合わせるもの）。</p> <p>② 全庁照会結果の反映</p> <p>④ 現状の反映による。</p> <p>③⑤ 文言整理</p>	

箇所	新	旧
P33	<p>施策の方向</p> <p>1 災害時の支援体制の充実</p> <p>地震や洪水等の災害に対し、障がい者、保護者、支援者からは、避難所までの避難、誘導、避難所での障がいのある人への配慮等の対応が求められており、社会福祉施設や医療機関との連携による精神的なケアや、重複障がい者、最重度の障がい者等、個々の障がい特性に配慮した救援・救護体制を整備します。</p> <p>また、福祉避難所の確保や避難環境について計画的整備に努めます。</p> <p>2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実</p> <p>複雑多様化する消費者トラブルを未然に防ぐよう障がいのある人や相談支援事業者等の関係者で情報を常に共有し、対応実績を積み重ねるとともに、トラブル発生時にクーリングオフ等速やかに対応できるよう体制を整えます。</p> <p>盛岡市消費生活センターからの最新情報の共有・理解によるフレキシブルな予防対応に努めます。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 災害時の支援体制の充実</p> <p>地震や洪水等の災害に対し、障がい者、保護者、支援者からは、避難所までの避難、誘導、避難所での障がいのある人への配慮等の対応が求められており、社会福祉施設や医療機関との連携による精神的なケアや、重複障がい者、最重度の障がい者等、個々の障がい特性に配慮した救援・救護体制を整備します。</p> <p>また、福祉避難所の確保や避難環境について計画的整備に努めます。</p> <p>2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実</p> <p>複雑多様化する消費者トラブルを未然に防ぐよう障がいのある人や相談支援事業者等の関係者で情報を常に共有し、対応実績を積み重ねるとともに、トラブル発生時にクーリングオフ等速やかに対応できるよう体制を整えます。</p> <p>盛岡市消費生活センターからの最新情報の共有・理解によるフレキシブルな予防対応に努めます。</p>
P34		

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

本文新旧対照表

箇所	新	旧
P35L1	<p>現状と課題</p> <p>① <u>国は、障がい者への差別を禁止する障害者の権利に関する条約の発効に当たり、障害者基本法※を改正し、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めました。さらに障がい者に対する虐待の禁止や、国等の責務を定めた障害者虐待防止法を制定し、平成28年（2016年）4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法※）が施行されています。</u></p> <p>P35L7③ <u>岩手県は、これらに先駆けて、障がい者への差別を禁止した障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例※を制定し、先駆的な取組が行われております、市においては、障がい者虐待防止相談窓口を設置するとともに、市民フォーラムを開催し、障がいのある人への差別解消へ取り組んでいます。</u></p> <p>P35L11⑤ <u>また、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うに当たり、平成28年10月に市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、幅広い観点から意見を聴取し協議しています。</u></p>	<p>現状と課題</p> <p>国では、障がい者への差別を禁止する障害者の権利に関する条約の発効に当たり、障害者基本法※を改正し、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めました。さらに障がい者に対する虐待の禁止や、国等の責務を定めた障害者虐待防止法を制定し、平成28年（2016年）4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法※）が施行されます。</p> <p>岩手県では、これらに先駆けて、障がい者への差別を禁止した障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例※を制定し、先駆的な取組が行われております、市では、虐待防止センターを設置するとともに、市民フォーラムを開催し、障がいのある人への差別解消へ取り組んでいます。</p>
	変更箇所と事由	
	①②③ 文言整理 ④⑤ 現状の反映による。	

箇所	新	旧
P35L15 ①	<p>権利擁護施策の充実については、成年後見制度※の円滑な活用に向けて市民後見人入門講座の実施に取り組んでいます。今後は、<u>盛岡広域で設置予定の成年後見センター等</u>の関係機関と連携し、制度の周知啓発を行うとともに、障害者総合支援法※の施行により市町村の必須事業となった市民後見人の育成についてさらに検討する必要があります。</p> <p>また、障がい者虐待防止に関しては、市の相談窓口を設置しておりますが、障がい者虐待に関する複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、庁内外の関係機関・団体との情報共有や連携を図るための体制を強化する必要があります。</p>	<p>権利擁護施策の充実については、成年後見制度※の円滑な活用に向けて市民後見人入門講座の実施に取り組んでいます。今後は、<u>成年後見センター等</u>の関係機関と連携し、制度の周知啓発を行うとともに、障害者総合支援法※の施行により市町村の必須事業となった市民後見人の育成についてさらに検討する必要があります。</p> <p>また、障がい者虐待防止に関しては、市の相談窓口を設置しておりますが、障がい者虐待に関する複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、庁内外の関係機関・団体との情報共有や連携を図るための体制を強化する必要があります。</p>
P35L19	変更箇所と事由	
	<p>① 現状の反映による。</p>	

箇所	新	旧
P36	<p>施策の方向</p> <p>1 差別解消の推進</p> <p>障がいのある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発し、心のバリアフリー※に取り組みます。</p> <p>また、障害者差別解消法※に基づく合理的配慮の提供等に関するガイドライン等を策定し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。</p> <p>2 障がい者の権利擁護</p> <p>判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が、「親亡き後」も安心して生活することができるよう成年後見制度※の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに、より利用しやすい制度となるよう市民後見人及び法人後見人の育成を促進します。</p> <p>障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など障がい者虐待防止を推進します。</p> <p>また、障がい者虐待において複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。</p>	<p>施策の方向</p> <p>1 差別解消の推進</p> <p>障がいのある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発し、心のバリアフリー※に取り組みます。</p> <p>また、障害者差別解消法※に基づく合理的配慮の提供等に関するガイドライン等を策定し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。</p> <p>2 障がい者の権利擁護</p> <p>判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が、「親亡き後」も安心して生活することができるよう成年後見制度※の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに、より利用しやすい制度となるよう市民後見人及び法人後見人の育成を促進します。</p> <p>障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など障がい者虐待防止を推進します。</p> <p>また、障がい者虐待において複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。</p>

用語集

あ行

I C T [あいしいていい]

Information Communication Technology の略で情報通信技術。情報技術を活用したコミュニケーション及びその技術を指す。

I T [あいていい]

Information Technology の略で情報技術。情報通信技術からその応用の場面まで広く利用され、コンピューターやインターネットの進化と広がりで、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

岩手県障害者プラン [いわてけんしょうがいしゃぷらん]

「障害者基本法※」に規定する都道府県障害者計画として、また「障害者総合支援法※」に規定する都道府県障害福祉計画として位置づけ、岩手県の障がい保健福祉施策の基本的考え方や具体的推進方法及び達成すべき障がい保健福祉サービスの目標等を明らかにしたもの。（岩手県ホームページから引用）

N P O [えぬぴいおう]

Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織という意味。政府、自治体や企業とは独立した存在として、市民、民間の支援の下で社会的な公益活動を非営利で行う民間団体。（特定非営利活動促進法による設立はN P O法人）

か行

ガイドヘルパー [がいどへるぱあ]

重度視覚障がい者、脳性まひ等の全身性障がい者、知的障がい者等が通院や行事への参加等で外出する際に、付き添い（移動介助）を行う人。

学習障害 [がくしゅうしょうがい]

L D (Learning Disorders, Learning Disabilities) 知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障がいを指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

基幹相談支援センター [きかんそうだんしえんせんたあ]

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う機関。自ら障害者等の相談に応じ情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

市町村の判断により、市町村が設置もしくは社会福祉法人等に委託することができる。（厚労省ホームページ・自立支援法改正資料からの引用）

共生社会 [きょうせいしゃかい]

障害の有無や性別・年齢によらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、多様な個性やあり方を相互に認めてささえ合うことで、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。

居宅介護 [きょたくかいご]

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うこと。(厚生労働省ホームページからの引用)

グループホーム [ぐるうぷほうむ] (=共同生活援助)

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病※患者に対し、世話人等の支援を受けながら、地域の集合住宅、一戸建て住宅において複数人で共同生活する居住の場を提供する障がい福祉サービス。

専任の世話人等が食事の提供や健康管理等の援助・相談対応等を行うとともに、必要に応じて日常生活における介護も提供される。

同様のサービスが、高齢者を対象とした介護保険制度の中にも設けられている。

ケアホーム [けあほうむ] (=共同生活介護)

障がい福祉サービスにおいて、障がい者等が地域社会において主体的な共同生活を営むことを目的に用意され、かつては「グループホーム※」(日常生活において介護を要さない利用者が入居するものとされた施設(当時))と差異化が図られ、日常生活において介護を要する利用者が入所する施設として存在した。

平成26年の障害者総合支援法※の改正に伴い、法上の呼称は「グループホーム※」(共同生活援助)に統一され、現在、日常生活における介護のサービスは、すべてのグループホーム※で提供可能となっている。

公共職業安定所 [こうきょうしょくぎょうあんていしょ]

民間事業所(企業)に就職を希望する人に対し、求職の登録等の受付や各種職業の紹介、就職後の援助、職業訓練の援助・指示等を行う厚労省所管の機関。

交通バリアフリー法 [こうつうぱりあふりいほう]

平成12年に公布された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。高齢者や身体障がい者などが公共交通機関を利用して安全に移動しやすくすることを目的としている。整備対象は、旅客施設や車両、駅前広場、道路などである(平成18年にバリアフリー新法※に統合)。

心のバリアフリー [こころのぱりあふりい]

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションをとり支え合うこと(2017年2月ユニバーサルデザイン※2020関係閣僚会議決定)であり、その体現のポイントは以下の3点であるとされている。(ユニバーサルデザイン※2020行動計画)

- (1) 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- (2) 障がいのある人(及びその家族)への差別(不当な差別的扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。

- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

さ 行

在宅医療 [ざいたくいりょう]

「在宅医療」とは、通院が困難な人の自宅に医師が訪問して行う医療をいう。

厚生労働省の調査では、国民の60%以上が自宅での療養を望んでいるが、実際には入院医療・施設介護が中心であり、諸外国に比べ平均入院期間が数倍、自宅で看取られる人が1950年の80%から2010年は12%まで低下しているという結果がある。

施設中心の医療・介護から、可能な限り住み慣れた生活の場（自宅等）において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できるようになるため、厚生労働省では、国民の希望に応える療養の場及び看取りの場の確保を喫緊の問題とし、在宅医療の充実、重点化・効率化を実現させるとしている。

肢体不自由 [したいふじゆう]

身体障害者福祉法に定める手足や体幹の運動機能障害。

自閉スペクトラム症 [じへいすべくとらむしょう]

対人関係が苦手・強いこだわりを持つといった特徴のある発達障がいの一種で、原因は不明だが生まれつきの脳機能の異常と考えられている。投薬等で解消することはできないが、療育※によって生活への支障を少なくするとされる。

社会福祉審議会 [しゃかいふくしあんぎかい]

社会福祉に関する事項及び児童福祉に関する事項を調査審議する機関であり、社会福祉法第7条により中核市に設置することとされ、市は民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、地域福祉専門分科会を置いている。

重度訪問介護 [じゅうどほうもんかいご]

重度の肢体不自由※または重度の知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活全般における援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うもの。（ワムネットホームページから引用）

就労継続支援A型 [しゅうろうけいぞくしえんいがた]

障がいや難病※のある人が、その知識及び能力の向上のために、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる障害福祉サービス。

就労継続支援B型 [しゅうろうけいぞくしえんびいがた]

障がいや難病※があり、年齢や心身の状況から一般就労が困難な人を対象に、その知識及び能力の向上のために、短時間の軽作業訓練を行う障害福祉サービス。利用者は事業所と雇用契約を結ばないため、賃金ではなく成果報酬の「工賃」を受け取る。

手話通訳者 [しゅわつうやくしゃ]

話し言葉を聴覚に障がいのある人に理解しやすいよう、手話に置き換えて伝えたり、聴覚に障がいのある人の表す手話の意味・内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え、伝える人。

障がい者 [しょうがいしゃ]

障害者基本法[※]第2条では、「身体障害、知的障害又は精神障害があり、その障害及び社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されている。

計画書中の登場回数が多いので、「[※]」は本文初発時にのみ付した。

障害者基本法 [しょうがいしゃきほんほう]

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則、国・地方公共団体等の責務、基本的事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として公布された法律。

障害者雇用率 [しょうがいしゃこようりつ]

障がい者（身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者）の全常用労働者数に占める雇用率。常用労働者数50人以上の民間の事業主は、障がい者を2.2%以上雇用しなければならないと定められている。（障害者雇用促進法）

障害者就労施設 [しょうがいしゃしゅうろうしせつ]

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」により、以下に掲げる施設をいうこととされた。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害者支援施設、地域活動支援センター又は障害福祉サービス事業（生活介護[※]、就労移行支援又は就労継続支援[※]を行う事業に限る。）を行う施設
- (2) 障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設
- (3) 「障害者雇用促進法」に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるもの

障害者自立支援協議会 [しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい]

障害者自立支援法（後に障害者総合支援法[※]）に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し設置することとされた機関。

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、協議により地域の実情に応じた支援体制を整備することを目的とする。

市の場合は、市単独で設置のものと、広域圏の8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、零石町、矢巾町、紫波町）で共同設置されたものがあり、民間と行政が一体となり、協働して取り組みを進めている。

障害者総合支援法 [しょうがいしゃそうごうしえんほう]

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害保健福祉施策を定めている。

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

〔しょうがいのあるひともないひとともともにいきるいわてけんづくりじょうれい〕

平成22年に制定岩手県が制定した「障害者差別禁止条例」。

障害者差別解消法〔しょうがいしやさべつかいじょうほう〕

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向か、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

障害者優先調達推進法〔しょうがいしやゆうせんちゅうたつすいしんほう〕

「国等による障害者就労施設※等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の通称。障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設※等からの物品等の調達を推進するよう定めたもの。

情報バリアフリー〔じょうほうりあふりい〕

身体障がい者であっても支障なく情報通信を利用できるようにすること。

ジョブコーチ〔じょぶこうち〕

障がい者が職場に対応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業主や従業員に対しては、障がい者の職場適応に必要な助言を与えるなど、障がい者と企業の双方に定着指導を行う職場適応援助者。

身体障害者補助犬〔しんたいしょうがいしやほじょけん〕

身体障害者補助犬法では、盲導犬、聴導犬、介助犬を身体障害者補助犬と規定しており、公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設では、同伴を拒否してはならないとされている。

身体障害者手帳〔しんたいしょうがいしやてちょう〕

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。(厚労省ホームページから引用)

生活介護〔せいいかつかいご〕

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。(厚生労働省ホームページから引用)

生活習慣病〔せいいかつしゅうかんびょう〕

「成人病」の名称を改めたもの。糖尿病・脳卒中・心臓病・脂質異常症・高血圧・肥満などがあげられる。その発症には、食生活、喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が深くかかわっており、日本人の3分の2近くがこれが原因で亡くなっているとされている。

精神保健福祉手帳〔せいしんほけんふくしてちょう〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める一定程度の精神障がいの状態にある人に対して、都道府県知事が交付する手帳。

成年後見制度〔せいねんこうけんせいど〕

認知症や知的障がいなどのために判断能力が不十分な人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）について、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約等を行う代理人等、本人を補助する者を専任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようになることなどにより、本人を保護するための制度で、それまでの禁治産・準禁治産を全面的に改正したもの（平成11年12月法改正、平成12年4月施行）。

セルフプラン〔せるふぶらん〕

セルフプランとは、障がい者サービスにおいて、利用者等の希望する生活、総合的な援助方針などが記載されたサービス利用者を支援するための総合的な支援計画で、利用者本人や家族、支援者など、指定相談支援事業者以外の者が作成したものという。

相談支援事業所〔そうだんしえんじぎょうしょ〕

障がいサービスにおいて、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する役割を担う事業所。

相談支援専門員〔そうだんしえんせんもんいん〕

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度※利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う職業。（ワムネットホームページから引用）

措置制度〔そちせいど〕

福祉サービスの提供に当たって、サービスの実施の有無、提供主体の決定、供給量等について、行政（措置権者）が、一方的に決定する仕組みであり、措置の対象者が事業者を選択することができず、対象者と事業者の間には契約関係がない。

た行**短期入所（ショートステイ）〔たんきにゅうしょ（ショウとすてい）〕**

介護を行う人の疾病やその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった人が、施設等に短期間入所し、入浴や食事の提供その他必要な支援を受けるサービス

地域における包括的な支援体制〔ちいきにおけるほうかつてきなしえんたいせい〕

精神障がい者の地域移行を進めるため、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送るために必要であるとされる、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に提供される仕組みのこと。高齢期の「地域包括ケアシステム」とは異なるものである。

注意欠陥多動性障害 [ちゅういけっかんたどうせいしょうがい]

・A D H D (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder) アメリカ精神医学会の診断基準第4版 (DSM-IV) にある診断名。A D H Dは「不注意」「他動」「衝動性」の3つの症状を特徴とした症候群で、脳に何らかの原因があると考えられている。

点訳 [てんやく]

印刷文字や手書き文字を点字に改めること。

同行援護 [どうこうえんご]

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行うこと。（厚労省ホームページから引用）

特定医療費受給者証 [とくていいりょうひじゅきゅうしやしょう]

「難病※の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、平成27年から実施されている医療助成制度の受給者であることを示す証。

特別支援教育 [とくべつしえんきょういく]

特別支援学校や特別支援学級における教育に加えて、学習障がい児や注意欠陥多動性障がい児など通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も対象とした教育。障がいのある児童生徒等の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う。

特別支援教育コーディネーター [とくべつしえんきょういくこうでいねいたあ]

特別な教育的ニーズを有する子どもやその保護者に対して適切な支援を行うための学内若しくは福祉・医療機関との連絡調整役又は保護者に対する学校の相談窓口の役割を担う職員。校務として校内の教員を指名する。コーディネーターは、小・中学校、特別支援学校に置かれる。

な行

内部障害 [ないぶしょうがい]

身体障害者福祉法に定める心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害で、日常生活に著しい制限を受けると認められるもの

難病 [なんびょう]

「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」と定義され、令和元年7月末時点で333疾患が医療費助成の特定医療費（指定難病）受給対象疾患となっている。

日常生活自立支援事業 [にちじょうせいかつじりつせんじぎょう]

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう都道府県・指定都市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活用具 [にちじょうせいかつようぐ]

障がいのある人の日常生活を少しでも便利にするための用具。

農福連携 [のうふくれんけい]

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあるとされている。（農水省ホームページから引用）

ノーマライゼーション [のうまらいぜいしょん]

「障がいを持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが通常な社会である」という考え方に基づき、こうした社会を実現しようとする取組。

は行

発達障がい [はったつしょうがい]

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害※、注意欠陥多動性障害※その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

バリアフリー [ぱりあふりい]

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリアー）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語で、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味であるが、より広く、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法 [ぱりあふりいしんぽう]

平成18年に公布された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。より総合的・一体的なバリアフリー※化を推進するため、交通バリアフリー※法とハートビル法を統合し、新たに心のバリアフリー※の促進やバリアフリー※化の対象施設の拡大などを盛り込んだもの

避難行動要支援者名簿 [ひなんこうどうようしえんしやめいぼ]

平成25年の災害対策基本法の一部改正によって作成が義務付けられた、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎となる名簿。市は平成27年3月に「盛岡市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、当該計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を進めている。

福祉的就労 [ふくしてきしゅうろう]

一般就労が困難な障がい者が、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等で福祉的配慮の下に、働くことをいう。ここで得られる工賃は、最低賃金法の適用除外である。

ペアレントトレーニング [ペあれんとトレいにんぐ]

子育てに取り組む親（養育者）が、その役割を積極的に引き受けていくことができるよう、親（養育者）と子どもを支援するために開発されたプログラム。ストレスや深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つとして、アメリカ・UCLA神経精神医学研究所のハンス・ミラー博士によって1974年に開始された。日本でもこの方法を改良した肥前方式、奈良方式、精研方式などといった日本版が実施されており、訓練を受けたトレーナーの指導の下で行われている。

放課後等デイサービス [ほうかごとうでいさあびす]

通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービス。（ワムネットホームページから引用）

ボーダーレス・アート [ぼうだあれす・ああと]

アウトサイダー・アート。アール・ブリュット。美術の専門的な教育を受けていない人々が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧き上がる衝動のまま表現した芸術の総称。近年では、「福祉と文化」「障がいの有無」というさまざまなボーダー（境界）を超えていく実践も含意して、この語を用いている。

ホームヘルプ [ほうむへるぷ]

ホームヘルプサービスの略。高齢者や障がいのある人の自宅を訪問し、介護や家事、各種相談、助言を行い、在宅生活の支援を行うサービス。

補装具 [ほそうぐ]

身体障がい者（児）の障がいを軽くしたり、補ったりして、日常生活を容易にするため用いられる用具

や行**ユニバーサルデザイン** [ゆにばあさるでざいん]

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が、気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方で、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

要約筆記 [ようやくひつき]

手話習得が困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段として、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

ら行

療育 [りょういく]

療育という言葉を初めて用いた高木憲次博士は「療育とは医療、訓練、教育、福祉など現代の科学を総動員し、その児童の持つ発達能をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成することである。」と述べている（つくば障害児の発達を考える会発行のつくばの障害児の発達を考えるVol.1.1:18-20より引用）。

また、宮田広善著「子育てを支える療育」では、療育を「障害のある子どもそれぞれの「育ちにくさ」を分析し、それらを一つひとつ解決し、彼らの育ちが彼らなりに成し遂げられよう援助する営み」としている。障がいのある乳幼児・児童に対し、医学的に治療しながら、教育や訓練を通じ、自立に向けて援助することといえる。

療育※手帳 [りょういくてちょう]

知的に障がいのある人や子どもが一貫した支援や相談が受けられるためにつくられたもので、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的に障がいがあると判定された人に対して交付される手帳。

療養介護 [りょうようかいご]

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うこと。（厚労省ホームページから引用）